

福祉保健生活環境委員会会議記録

福祉保健生活環境委員長 井上 明夫

1 日 時

令和2年4月15日（水） 午後1時00分から
午後5時15分まで

2 場 所

第5委員会室

3 出席した委員の氏名

井上明夫、大友栄二、御手洗吉生、阿部英仁、木田昇、藤田正道、河野成司、
猿渡久子

4 欠席した委員の氏名

な し

5 出席した委員外議員の氏名

阿部長夫、二ノ宮健治

6 出席した執行部関係者の職・氏名

福祉保健部長 廣瀬高博、生活環境部長 高橋基典、
病院局長 田代英哉 ほか関係者

7 会議に付した事件の件名

別紙次第のとおり

8 会議の概要及び結果

- (1) 令和2年度行政組織及び重点事業等について、執行部から説明を受けた。
- (2) 県計画等の策定・変更予定について、新型コロナウイルス感染症への対応について及び大分県立病院精神医療センターについてなど、執行部から報告を受けた。
- (3) 新型コロナウイルス感染症対策に係る要望事項について協議を行った。
- (4) 県内所管事務調査の行程及び県外所管事務調査について協議を行った。

9 その他必要な事項

な し

10 担当書記

議事課委員会班 副主幹 矢野順子
政策調査課政策法務班 主査 甲斐諒子

福祉保健生活環境委員会次第

日時：令和2年4月15日（水）13：00～
場所：第5委員会室

1 開 会

2 病院局関係

13：00～13：45

- (1) 令和2年度行政組織及び重点事業等について
- (2) 諸般の報告
 - ①大分県立病院精神医療センターについて
 - ②新型コロナウイルス感染症への対応について
- (3) その他

3 生活環境部関係

13：45～15：20

- (1) 令和2年度行政組織及び重点事業等について
- (2) 諸般の報告
 - ①県計画等の策定・変更予定について
 - ②新型コロナウイルス感染症への対応について
- (3) その他

4 福祉保健部関係

15：20～16：55

- (1) 令和2年度行政組織及び重点事業等について
- (2) 諸般の報告
 - ①県計画等の策定・変更予定について
 - ②新型コロナウイルス感染症への対応について
- (3) その他

5 協議事項

- (1) 新型コロナウイルス感染症対策に係る要望事項について
- (2) 県内所管事務調査について
- (3) 県外所管事務調査について
- (4) その他

6 閉 会

会議の概要及び結果

井上委員長 ただいまから、委員会を開きます。

これより、病院局関係の説明に入ります。

説明に入る前に、本日は初めての委員会ですので、まず私から御挨拶を申し上げます。

〔委員長挨拶〕

井上委員長 では、委員の皆さんの自己紹介をお願いします。

〔委員自己紹介〕

井上委員長 また、本日は、委員外議員として阿部議員、二ノ宮議員に出席いただいています。

ここで、委員外議員の発言について委員の皆さんにお諮りします。

委員外議員からの発言の申出については、会議規則により、委員会がそれを許すか否かを決めると定められていますが、委員から個別に御異議が出た場合を除き、発言の許可については、今後、委員長に御一任いただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

井上委員長 御異議がないので、委員外議員の発言の許可については、私に御一任いただきます。

次に、事務局職員を紹介します。

議事課の矢野君です。（起立挨拶）

政策調査課の甲斐君です。（起立挨拶）

続いて、執行部の自己紹介をお願いします。

〔田代病院局長挨拶〕

〔幹部職員自己紹介〕

井上委員長 それでは、病院局関係の令和2年度行政組織及び重点事業等について執行部の説明を求めます。

西永病院局次長兼県立病院事務局長 本日、御説明するのは、令和2年度病院局の組織と令和2年度大分県病院事業会計予算です。

委員会資料の1ページを御覧ください。

大分県病院局の組織について御説明します。

大分県立病院は、一番上から診療科部門は循環器内科部をはじめとする26科部、中央診療部門は放射線科部など10科部、医療技術部門

は薬剤部など5科部、そのほか看護部、事務局、管理室等、がんセンター、総合周産期母子医療センター、循環器センターから成っています。

次に、資料の2ページを御覧ください。

令和2年度大分県病院事業会計予算について御説明します。

1の令和元年度予算と令和2年度予算との比較の概略です。

まず、上の表の収益的収支予算について御説明します。

表の一番上、病院事業収益については188億6,900万円を計上しています。前年度と比較すると17億8,900万円の増額となります。これは、その右、主な増減理由欄に記載のとおり、入院収益が6億600万円、外来収益が6億6,200万円と、共に増収見込のほか、一般会計負担金などの増によるものです。

一方、その下の病院事業費用ですが187億8千万円を計上しています。前年度と比較すると18億8,200万円の増額となります。これは、職員の増加等に伴う給与費の増、収益増に伴う薬品費等の材料費の増などによるものです。

したがって、令和2年度当初予算の単年度損益は8,900万円の黒字予定で元年度と比較すると、減益となる見込みです。

下段の資本的収支予算については、精神医療センター本体工事の完成などに伴い、収入、支出とも、元年度と比較すると減額となります。

次に、2の令和2年度一般会計負担金の内容ですが、この負担金は、地方公営企業法に基づき、県立病院が行う周産期医療や救命救急など、高度・専門、特殊医療等の不採算部門の運営や、施設・設備の整備に充当した企業債の償還に必要な経費などについて、一般会計（福祉保健部）から支出されるものです。

2年度予算額は左から三つ目の太枠の囲みにあるように13億2,820万7千円となり、元年度と比べ3億1,529万円の増額です。

増減要因としては、右側の備考欄にあるとおり、精神医療センターの運営に要する経費負担などの増です。

詳細については、資料の3ページ以降に記載しているので、後ほど御覧ください。

以上で病院事業会計予算の説明を終わります。

井上委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑、御意見などはありませんか。

河野委員 今の予算案について、入院、外来とも通年の患者数で予測されていると思うんですが、今回のコロナウイルスの関係で、これについてどのような見通し、修正を考えられているかをお伺いします。

田代病院局長 今後の見通しについてですが、3月、4月のデータを見ると、3月3日にコロナの患者が発生して県病で受け入れたわけですが、それからやっぱり風評被害とか受診控えとか、それから、感染症患者への対応のために診療機能を多少縮小しなければいけないということで、外来、入院の患者、大ざっぱに言うとも、3月は前年度よりも10ポイントぐらい減っています。4月になると、今までのデータでは前年度に比べて20ポイントほど減っています。

したがって、このまま推移し、新型コロナウイルス感染症が1年続いたとすれば、収入として多分12億円ぐらいの下押しになるんじゃないか、半年ぐらいで収束すると、その半分、6億円ぐらいの下押しで終わるのではないかと、試算しています。

河野委員 そうすると、さきほど御説明があったとおり、単年度収支、黒字化して初の赤字化も考えなきゃいけない状況かと思うんですが、今回の新型コロナウイルス感染症の蔓延期に限ったことであるから、基本的に経営そのものが危うくなることはないという認識でよいのか。あるいは、少しでもきちんとかういったものに対応できる体制を作るために、まだまだ病院内の機構改革であるとか、設備——人工呼吸器だけじゃなくて人工心肺、こういったものもさらに増やしておかなければいけないのかとか、い

ろいろ経営改善の方向性もあろうかと思えます。その辺、何か検討していれば教えてください。

田代病院局長 病院局としては、新型コロナが収束すれば、また元のような経営状況に回復するのではないかと考えています。

委員が言われたECMO（エクモ）——人工呼吸器の整備も検討事項の一つではありますが、ただ医療機器を増やせばそれで事足るかというところでもありません。それに要する医療スタッフを補充することも必要になります。そのことを重々考えながら今後の運営にあたっていきたいと思っています。

井上委員長 ほかに質疑等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

井上委員長 委員外議員の皆さん質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

井上委員長 ほかに質疑もないようですので、これをもって、令和2年度行政組織及び重点事業等を終わります。

次に、執行部より報告をしたい旨の申出がありましたので、これを許します。

西永病院局次長兼県立病院事務局長 最初に、大分県立病院精神医療センターについてです。

福祉保健生活環境委員会資料の6ページを御覧ください。

当センターについては、昨年度から常任委員会の場で御説明してきました。

このたび、委員の皆さまも新しくなりましたので、改めて施設の概要や今後のスケジュール等について御説明します。

まず、施設の概要です。

3月13日、予定どおり精神医療センターの建物が完成しました。

鉄筋コンクリート2階建てで、延床面積は2,994平方メートル、病床数は36床です。

現在、医療機器の入札を終え、その後の搬入や試運転を行うこととしています。また、セキュリティシステムの動作確認や避難訓練なども実施し、10月1日の開設に向けて計画的かつ着実に準備していきます。

次に、開設時の運営体制ですが、医師5名以

上、看護師25名、そのほか精神保健福祉士や臨床心理士等のスタッフで運営していきます。

9月になったら住民説明会を開催し、さらに県議会や行政、医療施設等関係機関・団体などを対象とした開所式及び施設の内覧会を予定しています。委員の皆さま方にもぜひとも御覧いただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひします。

続いて、令和2年度予算のうち、精神医療センター開設後の収支について御説明します。

資料の7ページを御覧ください。(1)病院事業収益、また右の表(2)病院事業費用、共に、3億5,431万2千円です。

なお、収益、費用ともに同額ですが、一般会計からの負担金を除くと、半年で約2億円の赤字となる見込みです。

また、資本的収入及び支出のうち、(1)の資本的収入は、1億8,881万6千円、右の表(2)資本的支出は、2億4,133万8千円です。

井上病院長 それでは、新型コロナウイルス感染症の対応状況について少し御説明します。

8ページの新型コロナウイルス感染症に関して、県立病院の対応状況の中で、1番目の病床について御説明します。

感染症指定病床として12床あります。三養院という本館の隣に隣接している別館に6床、それから、本館5階に6床と二つに分かれています。合わせて12床で感染症に対応します。

入院の状況ですけれども、3月3日に県内第1号の新型コロナウイルス感染症が発生し、受入れを開始しました。

3月22日に、御存じのように大分医療センターでのクラスター感染に端を発した形で、それ以前に違う病気で私どもの病院に紹介された患者が濃厚接触者であり、検査をしたところ、コロナウイルス陽性で、その方の入院時に対応した外来看護師が感染しました。

このことで、翌日から神経内科外来の診療をストップして、神経内科と関連する病棟の新たな入院患者の受入れを制限しました。

その後、2次感染が起こるかどうかに注意して

見ていましたけれども、幸いにも2次感染は全く見られず、4月3日から全ての通常診療を再開した、というのが現在までの状況です。

県病の役割としては、新型コロナの中で特に重症の患者の受入れ、これは重症患者は大分大学、日赤とともに県立病院の3病院で主に受け持つのが主たる病院の了解となっています。

あと、もう一つ大事なことは、周産期に関係したコロナの患者、簡単に言いますと、妊婦の患者、あるいは小児や新生児のコロナの患者、又は重症の中でも、さっきも出たような人工呼吸器等を使う特に超重症の患者、こういった患者の受入れがいつでもできるような運用を頭に置きながら対応しています。

また、病院内に新たな感染症の患者が入ってくるリスクを下げるために、お見舞いについてはできるだけ厳重な制限をします。それから、職員に対しての健康状態のチェック、また、いろんな形で出入りする学生実習、こういう方々への健康状態の注意喚起ですね。それから、出入りする業者への協力依頼など、病院内に出入りする方々の感染症の持込みも非常に注意をしています。

職員一同この状態を保ちながら、もう一つ、通常の診療——がん診療、救命医療、そういった診療その他もろもろも続けていかなければなりませんので、診療機能の低下を招かないように、職員一丸となってモチベーションを高めているところです。

井上委員長 以上で、説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑、御意見などはありませんか。

猿渡委員 連日大変お疲れさまです。非常に気を遣ったりしながらのお仕事と思います。敬意を表します。

今、各地で医療体制がなかなか難しい状況があつて、医療関係の方々から、コロナウイルスが広がった場合に受入病床数の確保をさらに充実することが必要じゃないかという声をいただいています。

今、御説明があつたんですけれども、県病の果たす役割は非常に大きいと思いますが、重症

患者の受入れを今の時点から準備しておいて、広がった場合に受入体制を充実できるようなことが必要ではないかと思うんですけども、その点いかがでしょうか。

井上病院長 感染症指定病床は12床ですが、さきほど申し上げたような周産期、新生児、小児、こういった方々を受け入れる代替の施設はありません。はみ出す部分に関して、実はそれぞれの病棟での病床確保、例えば小児病棟ではどこまで確保できるかとかですね。さらには、重症者が増えた場合に救命・救急病棟を専用化した場合のシミュレーションをしており、救命センターには12床ありますが、そのうち8床をコロナの重症者用に使えるのではないかと考えています。そこまでがこの病院の限界と思います。

したがって、そこまでの部分に関しては死守するつもりですが、それ以上は他の施設との兼ね合いとなろうかと思えます。飽くまでも県立病院は特殊な領域の患者と、それから重症者を受け入れるのが主な役割だと思っています。軽症者その他は、他の施設、あるいは今各地で検討されているホテル療養型とか、そういったものに転換していただければと思っています。

井上委員長 ほかによろしいでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

井上委員長 委員外議員の皆さん質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

井上委員長 ほかに質疑もないようですので、これで諸般の報告を終わります。

この際、ほかに何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

井上委員長 ほかにないようですので、これをもって病院局関係を終わります。

執行部はお疲れさまでした。

〔病院局退室、生活環境部入室〕

井上委員長 これより、生活環境部関係の説明に入ります。

説明に入る前に、本日は初めての委員会です

ので、まず私から御挨拶を申し上げます。

〔委員長挨拶〕

井上委員長 では、委員の皆さんの自己紹介をお願いします。

〔委員自己紹介〕

井上委員長 また、本日は、委員外議員として阿部議員、二ノ宮議員に出席いただいています。次に、事務局職員を紹介します。

議事課の矢野君です。（起立挨拶）

政策調査課の甲斐君です。（起立挨拶）

続いて、執行部の自己紹介をお願いします。

〔高橋生活環境部長挨拶〕

〔幹部職員自己紹介〕

井上委員長 それでは、生活環境部関係の令和2年度行政組織及び重点事業等について執行部の説明を求めます。

高橋生活環境部長 それでは、生活環境部の行政組織及び重点事業等について、お手元の福祉保健生活環境委員会資料により御説明します。

資料の1ページをお開きください。

まず、生活環境部の組織ですが、本庁は防災局を含め、生活環境企画課から消防保安室までの本庁9課3室と、衛生環境研究センター、消費生活・男女共同参画プラザ、動物愛護センター、食肉衛生検査所及び消防学校の5地方機関の体制となっています。

今年度の組織改正では、あらゆる人権が尊重されるとともに、部落差別の解消を県行政として一層推進するため、人権・同和対策課を人権尊重・部落差別解消推進課に改称しました。

次に職員数ですが、令和2年4月1日現在の職員総数は、本庁が153名、地方機関が94名の計247名となっています。

続いて、2ページを御覧ください。

本年度の生活環境部関係の予算について説明します。

まず、令和2年度の当初予算です。

当部の予算総額は、表の左から2列目2年度当初予算額（A）の一番下合計欄、123億4,130万9千円です。

これを、その右の元年度7月現計予算額（B）と比較すると、額にして5,949万7

千円、率にして0.5%の増となります。

この主な理由は、私立高等学校授業料減免支援事業費をはじめとした私学振興関係事業や、本年8月に開催予定の山の日記念全国大会開催事業費などの増によるものです。

それでは、当部の当初予算のポイントについて説明します。

一つ目は、おおいたうつくし作戦の推進です。

本県の豊かな天然自然との共生や快適な地域環境の創造、循環型社会に向けた環境施策を推進します。

また、廃プラスチックや気候変動の進展など、近年の情勢変化にあわせ県民とともに取り組む対策を充実していきます。

あわせて、引き続き、うつくし作戦を地域社会全体に広げ環境意識の醸成を目指します。

次に、3ページをお願いします。

二つ目は、安全・安心を実感できる暮らしの確立です。高齢者の特殊詐欺等被害の防止や、登下校中の子どもたちの安全を守る取組に向け、関係機関と連携し、実効性の高い対策を推進します。

あわせて、高齢者を中心とした交通安全への啓発等を推進します。

また、食の安全・安心確保の取組を強化するとともに、健全な食育活動の普及・啓発に向けた取組を促進します。

三つ目は、人権を尊重し共に支える社会づくりの推進です。男女の人権が尊重され、誰もが安心して安全に暮らすことのできる社会づくりを推進するとともに、新たな人権問題への対応に向けた取組を推進します。

四つ目は、多様な主体による地域社会の再構築です。人口減少社会の進行により地域コミュニティ機能が低下する中、地域の課題を住民や行政とともに解決することができるNPOとの協働をさらに推進します。

あわせて、小規模集落の水問題解決に向けた取組を支援します。

次に、4ページをお願いします。

五つ目は、強靱な県土づくりと危機管理体制の充実です。数十年に一度と言われる豪雨災害

や大規模な台風、また、発生が近いと言われていた南海トラフ地震など大規模災害に備え、県民の安全安心を守るための取組を着実に進めていきます。

六つ目は、女性が輝く社会づくりの推進です。地方創生の加速に向けて喫緊の課題である女性の活躍に向け、経済団体と連携した実効性のあるオール大分の取組を推進します。

七つ目は、生涯にわたる力と意欲を高める「教育県大分」の創造です。児童生徒一人一人の希望や能力・適性に応じた私学教育の充実に向け、私立学校の教育条件向上につながる取組などを支援します。

また、ひきこもりやニート等社会的自立に困難を抱える若者とその家族を支援するため、支援体制の充実を図ります。

私からは以上ですが、引き続き、担当課室長から重点事業等について御説明します。

河野生活環境企画課長 生活環境企画課関係について御説明します。

資料の5ページをお開き願います。

まず、1の組織、事務分掌です。

職員数は部長、審議監を含めて19名で、主な事務として、部の総合企画、組織・定数の管理、人事、予算の総括等の事務に加え、交通安全対策に関する県民運動の実施、市町村の避難所運営支援などを行っています。

地方機関は、衛生環境研究センターを所管しています。職員数は29人で、主な事業として、保健衛生及び環境保全に関する試験検査や調査研究・情報の収集・提供等を行っています。

次に、2の重点事業です。

なお、これからの各課長等の説明は、主な事業だけ御説明します。

まず、(1)高齢者交通安全対策推進事業188万5千円です。

高齢者が加害者、被害者となる事故が依然として高い比率を占めていることから、高齢者が運転免許を自主的に返納しやすい環境づくりに努めるとともに、県内全市町村で、運転に必要な認知能力等を自覚できる体験型機材を活用した交通安全教室を開催するなど、高齢者の交通

事故防止対策を推進するものです。

次に、(2)市町村避難所運営等強化事業158万円です。

災害の発生時には地域住民が主体となって避難所の運営ができるよう、自主防災組織や市町村職員等を対象とした避難所運営訓練を行うほか、避難所単位の避難所運営マニュアルの策定支援を行うものです。

都甲うつくし作戦推進課長 うつくし作戦推進課関係について御説明します。

資料の6ページをお開き願います。

まず、1の組織、事務分掌です。

職員数は11人で、主な事務として、おおいたうつくし作戦の推進や地球温暖化対策の推進、環境教育等による環境保全の取組の促進、豊かな水環境の創出など、身近なごみ問題から地球温暖化対策まで幅広く、環境保全に関する事業に取り組んでいます。

次に、2の重点事業です。

まず、(1)のおおいたうつくし作戦推進事業1,817万5千円です。

まち・ひと・なにかまづくりをテーマに、うつくし作戦推進隊と住民等の連携による環境保全活動の支援などにより、これまでのおおいたうつくし作戦を点から面へと拡大していきます。

次に、(2)の気候変動対策推進事業3,120万7千円です。

この事業は、地球温暖化の原因の一つとされているCO₂の削減を図るため、家庭・業務・運輸部門におけるCO₂排出抑制対策等に取り組むものです。具体的には、大分トリニータのホームゲームなどの大規模イベント開催時に、シャトルバス利用やマイボトル持参、ごみ分別の徹底等のキャンペーンを開催するなど、手軽で身近な省エネ行動等を促進していきます。

橋本自然保護推進室長 自然保護推進室関係について御説明します。

資料の7ページをお開き願います。

まず、1の組織、事務分掌です。

職員数は14人で、主な事務として、生物多様性に関すること、温泉法の施行に関すること、ジオパーク・ユネスコエコパークの推進に関する

ことなど、本県の豊かな自然の保全と、資源の有効活用に向けた事業に取り組んでいます。

次に、2の重点事業です。

まず、(1)の「山の日」記念全国大会開催事業4,190万2千円です。

山の恵みに感謝するとともに、美しく豊かな自然を守り、次の世代に引き継ぐため、本年8月に開催予定の第5回「山の日」記念全国大会の開催を通じて、大分の山や温泉など豊かな自然の魅力を県内外に発信するものです。くじゅう連山のふもと九重町等において、記念式典や記念行事、歓迎フェスティバル等を開催していきます。

次に、(2)の祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク推進事業2,433万4千円です。

ユネスコエコパークエリアの環境保全及び自然と共生した地域振興を図るため、藤河内や原尻の滝など、エコパークの特徴的な自然や文化等を楽しむ見所に適切に誘導する案内看板等を整備します。また、オフィシャルアーティストDRAM TAOや山の日等のイベントを活用し、見所や周辺施設などの情報発信を進め、誘客促進に取り組んでいきます。

佐藤県民生活・男女共同参画課長 県民生活・男女共同参画課関係について御説明します。

資料の8ページをお開き願います。

まず、1の組織、事務分掌です。

本庁については、大分県消費生活・男女共同参画プラザ職員が兼務しています。地方機関は、大分県消費生活・男女共同参画プラザであり、職員数は23人で、県民の日常生活に深く関わる消費者行政に関する事務のほか、犯罪被害者等支援の推進、男女共同参画社会づくりの推進、NPO等による県民活動の推進などの施策に取り組んでいます。

次に、2の重点事業です。

まず、(1)の女性が輝くおおいたづくり推進事業1,872万円です。

女性が活躍でき、男女が共に働きやすい社会の実現を図るため、働きたい女性や、働く女性等のニーズに対応した支援のほか、企業、女性、家庭の意識改革を促すセミナー等を実施してい

きます。また、コンサルタントを企業に派遣し、女性の採用を増やす取組や育休を取得しやすい職場づくり等、個別の実情に応じた支援を行っていきます。

次に、(2)の安全・安心まちづくり連携推進事業988万5千円です。

子どもたちの安全確保や県民の防犯意識を高揚させるため、日常活動や仕事をしながら見守りに参加できる「ながら見守り」の活動の際に着用するたすきの作成・配布、子どもたちの様々なSOSに対応することも連絡所でののぼり旗の設置など見える化を図っていきます。また、安全・安心まちづくり県民大会の開催や地域安全マップの作成のための講座などについても、市町村、学校、地域住民等との連携を強化しつつ推進していきます。

次に、(3)の特殊詐欺等被害防止対策推進事業1,066万円です。

特殊詐欺等の被害を防止するため、警告・録音機能が付いた電話機の導入を促進するとともに、特殊詐欺の手口を紹介するチラシを配布するなど、各市町村と連携して特殊詐欺被害の減少に努めていきます。

河野私学振興・青少年課長 私学振興・青少年課関係について御説明します。

資料の9ページをお開き願います。

まず、1の組織、事務分掌です。

職員数は16名で、主な事務として、私立小・中・高等学校への助成などの私立学校に関する事務、青少年の健全育成に係る行政の総合企画、青少年の健全な育成に関する条例や子ども・若者育成支援推進法の施行に関する事務などに取り組んでいます。

次に、2の重点事業です。

まず、(1)私学振興費36億7,662万5千円です。

この事業は、公教育の一翼を担う私立学校の教育条件の維持向上、保護者負担の軽減、学校経営基盤の健全性確保のため、県内に私立小・中・高等学校を設置する学校法人に対し、運営費の一部を助成するものです。

進学や就職、スポーツ・文化など、各分野で

の特色ある私立学校づくりを支援していきます。

次に、(2)私立高等学校授業料減免支援事業2億7,009万6千円です。

この事業は、国の授業料実質無償化の対象とされない年収590万円以上910万円未満の世帯を対象に令和2年度に県独自の新たな支援制度を創設したものです。

意欲ある生徒の教育を受ける機会を確保するため、私立高校生の保護者の経済的負担の軽減に取り組んでいきます。

次に、(3)青少年等自立支援対策推進事業3,985万5千円です。

この事業は、ニートやひきこもり等社会的自立に悩みを抱える本人及びその家族を支援するため、おおいた青少年総合相談所及び青少年自立支援センターの運営等を行うものです。

檜山食品・生活衛生課長 食品・生活衛生課関係について御説明します。

資料の10ページをお開き願います。

まず、1の組織、事務分掌です。

職員数は11人で、主な事務として、食品の安全・安心確保対策、食育の推進、動物の愛護・管理及び理・美容、旅館業等の衛生対策などを行っています。

地方機関は食肉衛生検査所及び動物愛護センターを所管しています。食肉衛生検査所の職員数は19人で、厳正かつ科学的な検査を実施し、県民に対し安全・安心な食肉の提供に努めるとともに、米国等海外の食肉輸出対策を行っています。

また、動物愛護センターについてですが、大分市と共同で運営しており、職員は15人でそのうち大分市の職員が8人併任しています。ボランティアと協働し、犬・猫の譲渡会を実施するなど、人と動物が共生できる社会の実現に努めています。

次に、2の重点事業です。

まず、(1)のおおいたHACCPトータル支援事業3,690万円です。

平成30年6月に改正された食品衛生法の趣旨を踏まえ、食の安全・安心を一層確保するため、民間団体と連携し、全ての食品取扱事業者

へHACCPの導入支援を行っていきます。

次に、(2)の動物愛護協働推進事業2, 226万3千円です。

平成31年2月にオープンした動物愛護センターを拠点として、動物愛護教育等による普及啓発や犬・猫の譲渡、飼い主のいない猫に対する不妊去勢手術等を行い、犬・猫の殺処分頭数の減少を図っていきます。

最後に、(3)のおおいたの食育ステップアップ事業1, 080万8千円です。

県民の健全な食生活の実践に寄与するため、おおいた食育人材バンクの派遣や食育月間等を活用した普及啓発を行っていきます。

また、朝食や共食の重要性を普及啓発するため、学校や地域における「共食」の場を活用した食育の推進を図っていきます。

芦刈環境保全課長 環境保全課関係について御説明します。

資料の11ページをお開き願います。

まず、1の組織、事務分掌です。

職員数は13人で、主な事務として、生活環境の保全のため、大気汚染、水質汚濁、騒音・振動・悪臭等の公害の規制、ダイオキシン類等の化学物質対策、水道施設の整備及び環境影響評価に係る事務などに取り組んでいます。

次に、2の重点事業です。

まず、(1)の小規模給水施設水源確保等支援事業6, 252万6千円です。

この事業は、公営水道の整備が困難な小規模集落等の水問題を解決するため、小規模給水施設の現状を網羅的に捕捉して中長期の整備計画を策定し、困窮度が高く早急な水源確保等が必要な集落の施設整備に積極的に取り組む市町村に対し助成していきます。

次に、(2)の大気環境監視推進事業463万9千円です。

良好な大気環境を確保するために、PM2.5や光化学オキシダント等の大気汚染物質について、その成分や発生源等の分析と特定の発生源に対する削減対策を実施していきます。

御沓循環社会推進課長 循環社会推進課関係について御説明します。

資料の12ページをお開き願います。

まず、1の組織、事務分掌です。

職員数は13人で、主な事務として、廃棄物の減量化・再資源化、適正処理の推進、不法投棄防止のための巡回監視やドローンを活用した上空からの監視に加え、PCB廃棄物の処理対策、海岸漂着物の回収・処理への支援などの事業に取り組んでいます。

次に、2の重点事業です。

まず、(1)プラスチックごみ削減推進事業1, 310万7千円です。

プラスチックごみ削減に向けた身近な行動を喚起するため、県民向け啓発イベントを開催するほか、海洋プラスチックごみ等に関する知識の普及に取り組むものです。海ごみワークショップなど体験参加型イベントや海ごみ学習会等を開催し、使わない、捨てない、拾うをキーワードに正しい知識をあらゆる世代に伝えていきます。

次に、(2)海岸漂着物地域対策推進事業1億3, 778万8千円です。

県、市町村が行う海岸漂着物の回収・処理への支援のほか、県内の小学生を対象とした海ごみについての冊子を作成し環境教育を行います。また、第3次きれいな海岸づくり推進計画の策定を行うなど、海岸における良好な景観及び環境の保全に取り組んでいます。

安藤審議監兼人権尊重・部落差別解消推進課長

本年度より人権・同和対策課から名称変更した、人権尊重・部落差別解消推進課関係について御説明します。

資料の13ページをお開き願います。

まず、1の組織、事務分掌です。

職員数は9人で、主な事務として、部落差別問題をはじめ、女性、障がい者、外国人、性的少数者など、様々な人権課題について、人権尊重社会の確立を目指して、各種施策を展開していきます。

次に、2の重点事業です。

まず(1)の人権施策推進事業317万3千円です。

大分県人権尊重社会づくり推進条例に基づき、

人権を尊重する社会の確立を目指して、人権教育・啓発及び人権相談・支援・権利擁護などの施策を総合的に推進していきます。

国内・県内の状況の変化や、平成30年度に実施した人権に関する県民意識調査の結果を踏まえ、本年4月1日に大分県人権尊重施策基本方針を改定しました。今年度は新たな基本方針及び実施計画に基づき人権施策に取り組んでいきます。

次に、(2)の人権啓発推進事業1,953万7千円です。

人権尊重理念の普及とその理解を深めることを目的とし、8月の差別をなくす運動月間における県民講座や、12月の人権週間での人権啓発フェスティバルの開催等による啓発活動を実施していきます。

また、人権が尊重される社会の実現に向けて、様々な手法や媒体を活用して人権教育・啓発を行うとともに、様々な人権課題をより身近な問題として捉えられるよう、当事者との交流による講演会の開催などにより、人権課題の理解の促進に重点的に取り組んでいきます。

首藤防災対策企画課長 防災対策企画課関係について御説明します。

資料の14ページをお開きください。

まず、1の組織、事務分掌です。

職員数は防災局長、防災危機管理監を含めて18名で、主な事務として、県地域防災計画の見直しや、自然災害から県民の生命・身体・財産を守るため、防災・減災に関する施策を推進しています。

また、災害時には県災害対策本部等を設置し、市町村や国等の防災関係機関と連携して対応を行っています。

次に、2の重点事業です。

まず、(1)地域防災力向上支援事業3,165万7千円です。

本事業は、地域防災力の向上を図るため、地域における防災・減災活動の要となる防災士の養成やキャリアアップ研修、自治会等が実施する避難訓練や勉強会の支援を行うとともに、災害発生時において住民が適切な避難行動を取れ

るよう、自分自身が取べき行動を事前にまとめるマイタイムラインの作成促進に取り組みます。

次に、(2)火山防災対策推進事業561万6千円です。

本事業は、火山災害に対する防災体制の構築を推進するため、関係機関と連携し、登山者・観光客等の安全確保対策や情報伝達体制の構築を行うものです。今年度は、火山防災対応能力の向上や登山者等の火山防災に対する意識高揚を図るため、九重山で火山防災訓練を新たに実施します。

後藤危機管理室長 危機管理室関係について御説明します。

資料の15ページをお開きください。

まず、1の組織、事務分掌です。

職員数は、危機対策監を含めて9名で、主な事務として、国民保護対策や原子力災害対策、大規模火災、事故等の危機管理事案の対応を行っています。

次に、2の重点事業です。

まず、(1)国民保護対策事業572万5千円です。

本事業は、武力攻撃やテロ攻撃が発生した場合に、県民の避難や救援等の国民保護措置が迅速にできるよう、関係機関と連携し国民保護訓練を行うものです。今年度は、テロ事案を想定し、国との共同による国民保護実働訓練を実施するものです。

次に、(2)原子力防災対策推進事業215万5千円です。

万が一、近隣の原子力発電所で重大な事故が発生した場合に適切な防護措置等を実施できる体制を確立するため、愛媛県と共同で原子力防災訓練を実施するものです。これにより、関係機関との連携を高め、原子力防災体制を強化するとともに、研修会等の実施により、原子力災害対策の住民への浸透を図ります。

大城消防保安室長 消防保安室関係について御説明します。

資料の16ページをお開きください。

まず、1の組織、事務分掌です。

職員数は豊後大野市の県央飛行場に常駐している防災航空隊を含めて20名で、主な事務としては、消防に関する市町村相互の連絡調整に関する業務をはじめ、火薬類の取締り、高圧ガスの保安、石油コンビナートの防災に関する業務などを行っています。

地方機関は大分県消防学校を所管しています。職員数は8名で、県内の消防職員・消防団員・消防関係者の教育訓練を行っています。

次に、2の重点事業です。

(1) 県央飛行場機能強化事業1億1,638万3千円です。

本事業は、県央飛行場の大規模災害時における即応力を高め、県民の安全確保の体制を整備するため、平成28年度の熊本地震、平成29年度の九州北部豪雨等の大規模災害を踏まえ、緊急消防援助隊航空部隊のヘリベースとなる県央飛行場の消防救急無線の中継所を整備するものです。

(2) 消防学校教育力強化事業8,531万1千円です。

本事業は、消防職員が安全・迅速・的確に救急救命活動や消火活動を行えるよう、消防学校における教育力を強化するものです。そのため、消防学校の教育訓練内容を座学中心から実技重視へ見直し、実践的訓練を拡充することとしており、消防学校の敷地内に、新たに実火災体験型訓練施設を整備するものです。

井上委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑、御意見などはありませんか。

阿部(英)委員 2点ほどありますが、まず、部長の全体の予算説明で、私学振興が0.5%増えているという話でしたが、そのときに私学振興の授業料減免支援事業費という言葉がぼかっと出ました。私は前年度は委員ではないのですが、前年度の委員は知っていると思うんですけど、この私学振興の授業料減免支援事業費2億7千万円は私学に通う保護者に対して、国がやる前に県単独で、先駆けてやったその部分じゃないかなと。そして、前年度と対比したときに、この2億7千万円ってもともとあったわけ

ですから、0.5%増の中に入るはずがないんじゃないかなと、私はそう理解していたんですけど、そここのところが1点ですね。

次に、食品・生活衛生課の動物愛護の部分でお聞きしたいんですけど、昨今、猫の放置が各所で物すごくあるんですよ。大分市も、平和市民公園に行くと猫が物すごく多いですね。ほかに杵築も結構そういうところがあるんですよ。

餌をやる人に注意をするのはできないですよ。一般の人が公園で餌をやっていると、だめですよ、そんなことしたらなんて、そこまではね。黙って見て横を通り過ぎていくんです。だから、猫がどんどん増えちゃうんですが、こういう犬、猫に対しての啓発をいろんな意味でもう少し考えるべきじゃないのかなと。

特に中心部、都市部はそういう状況で、過疎地、中山間地の辺りに行くと、誰かが猫を飼って、ただ餌をやるばかりで、近親交配して変な猫もできていたりね。よその家が玄関を開けていると黙って入って来てですね。ところが、近くの家の方がそんなことをやっているものだから、その周辺の迷惑を被った家の人には言えないんです。あんたがこんなことするからこうなるんだって文句も言えないで、そのまま放置して、困ったなど。我々が行ったら、あんたたちがこういうことは何とかせんとだめじゃないかと言う。いや、あんたが向こうの人に言えばいいじゃないと言うと、いや、そんなことは隣近所の付き合いがあつて言えんのじゃと。こういうことなので、せつかく動物愛護センターができたので、もう少しそういうことに対しての手法を考えられないかなと。これは今どうこうじゃないので、ちょっと要望をお願いをしたいと思います。考えてみてください。

河野私学振興・青少年課長 ただいま委員から話があったとおり、従来、国が昨年まで行っていた私学の支援金が、今年度3万3千円までかさ上げになり、その結果、今まで私どもが県独自で国の分にかさ上げして支援していたものが2億7千万円程度ありました。

今回、国は590万円以上910万円までの間の支援が3万3千円と薄くなったので、それ

にかさ上げして県が独自で支援する分が、2億7千万円ですので、御認識のとおりで、額が増えたということではありませんので、表現が正確ではなかったと思います。大変申し訳ありません。

額としては、もともと各所得層に広く薄く支援させていただいていたものを、国の対象にならないところに対して充てたということですので、御認識のとおりです。

あわせて、私学振興運営費は1.4%の増額としていますが、例示させていただいたものは御認識のとおりです。失礼しました。

阿部（英）委員 何でそれを言うかということ、もう少しそのところを明確にしておかんと、私学の関係者からしたら、もともと俺とこんじゃねえかと。もともと2億7千万円あったわけだから。それが国がこうしたからと言ってこれがって。もともとあったもんだから、それを上乗せすりゃいい。多少そういう声もあるわけですよ。だから、それは違うよと、もう終わったんだから。終わって新たにこうしたんだという。ここで一緒にしていると、前段の部分がまた出てこないとも限らんので、そのところだけは、私学振興費でこれは上がってきたという論理で展開してほしいと思いますので、よろしくをお願いします。

樫山食品・生活衛生課長 子猫の放置が多いという御意見なんです、動物愛護センターができて、我々、広域に苦情等があれば必ずそこに行って地域の紛争解決にあたっているところです。

猫の飼い方については、昔から外と家の中を行ったり来たりするのが当たり前という状況でしたので、まずそこから変えなければいけない、広く県民全体に分かっていただければいけないということで、小学校で命の授業をここ数年やっています。学校に行ったり動物愛護センターに来ていただきして、年間大体5千人を目標にやっており、去年も児童数が3千人余り、保護者を入れると4千人余りの方々にもそういった正しい飼い方について、命から考えていきましょうと啓発しています。犬と違い、家の中で

飼わなきゃいけないという法律はないんですけども、地域の紛争になるので、小さい頃からちゃんと飼い方を教えるということで広く啓発しています。

また、動物愛護センターがせっかくできたので、そこでも野良猫の避妊・去勢手術という増えないような対策も取っています。

意見はそのとおりですので、まずは紛争のあるところに向いて、粘り強く御説得させていただきます。

阿部（英）委員 紛争があるところに向くなんて、そんないらんこと言わない方がいいですよ。そんなこと言っていたら切りがないですよ。各保健所にどんどん言わなきゃいけなくなってくる。それほどたくさんそういう箇所が出ているわけですから。私が言っているのは、もう少し何らかの方法で啓発方法、PR方法を、やはり広報を通じてなど何か考えるべきじゃないかなと。野放図にしている部分がたくさんあるので、そのところを、行政としてできる範囲はここまでだという一つの線引きの中でPRを、啓発方法を考えてくださいということを申し上げたのです。出向きよったら山の中まで行かなきゃならなくなりますから。

御手洗委員 2点ほど。

1 2ページ、海岸漂着物なんです、豪雨のたびに河川から流れたのが各港に漂着して船が出られない状態が続いているわけなんですよ。そういう状態になったときは、県の関係、市の関係あるわけですけども、早めにその対応をやっていただきたいなと思っています。こうやって予算組みしているので、ぜひその取組をお願いしたい。

もう1点は、防災士の養成をしていますが、今の人数はどの程度になっているかと、予算組みしているので、今後どの程度防災士の養成をしていくのか。やはり防災士の知識があれば、いざという災害のときに非常に機能的に災害に対する取組ができると思いますので、そのところの取組——県の職員の皆さんは全員取っていくだろうと思います。県議会議員の皆さんは全員取りましたね。そういうことで、一人でも

多くの方々にその資格を取っていただいで意識を高めるのが必要だろうと思いますので、ぜひ取組をお願いしたいと。

御沓循環社会推進課長 海岸の漂着ごみの対応ですけれども、例年と同様に県が管理している港湾、それから漁港、それに加えて、市町村から声が上がってくる部分にも対応できる予算を例年どおり確保しています。

加えて今年度は、漁業の方が網にごみがかかったり、持って帰ったときに打ち上がったままになる、隅に寄せたままになるケースがありましたけれども、それを市町村が処理すれば、その処理の支援もできるように新たに予算を追加して用意しているので、そういった場合は迅速に対応していきます。

御手洗委員 よろしくをお願いします。

首藤防災対策企画課長 防災士については、今年の3月末時点、大分県内で1万1,244名が養成されています。県としては年間大体900名程度増やすことを目標にしています。私どもの予算の中では、市町村にお願いして増員しているのが600名、県で県職員にお願いしてやっているのが70名で、予算上670名としています。あと残りの900名引く670名については個人で、社協とかでも取組を進めているので、そういうところでやっていただこうと。近年大体900名から800名程度の確保はできています。

ちなみに、全国ベースでいくと、全国第3位の数になり、人口比では全国第2位になっています。非常に数は増えているんですが、今後は養成した人がしっかりその地域で機能していただけるように研修を充実していきたいと考えています。

御手洗委員 ありがとうございます。ぜひその2点についてよろしくをお願いします。特に1月の豪雨のときも、かなり海岸はごみの上を歩いているような状態になっているということがありましたので、ぜひ対策をお願いします。

猿渡委員 コロナウイルスとの関係で、衛生環境研究センターでPCR検査をしていると思うんですが、その体制の充実が必要ではな

いかと思うんです。

日本はPCR検査を受ける対象が少ないと言われていて、その辺の市民の皆さんの声もあります。職員29人ということなんですが、専門分野もそれぞれ違ったり、今大変な状況にあるんじゃないかと、長時間労働になったりしているんじゃないかと、その辺も気になりますので、体制充実についてどうなのかが1点です。

コロナウイルス感染症が長期化することが危惧されていますけれども、今から台風シーズンなどに入り、これと災害が重なることが危惧されます。災害が起きた際に集団で体育館などに避難することのリスクが言われています。その辺をどう考えているのか。学校で授業がない場合に教室などを利用できないとか、ホテル、旅館などは今お客さんがいないので、その辺を事前に協議して活用させてもらうことができないとか、いろんな方策を考えておく、準備しておく必要があるんじゃないかと思いますが、どうでしょうか。

もう一つ、DVが増えていると、相談が増えていることも大分県でも報道されています。自宅にいる時間が長いので、そういうことが心配されているわけですが、その辺の対応、やはり自宅から離さないといけない大変なケースだとか、その場合にも集団生活は厳しいとか、いろんなことがあると思うんですね。その辺のところはどうなのか教えてください。

河野生活環境企画課長 2点お答えします。

まず、衛生環境研究センターのPCR検査体制充実の件ですけれども、今後の感染拡大に備え、あるいは事態の長期化も見据えて、検査体制の強化が大変大事になっていると思います。また、持続可能な検査体制を構築するということで、農林水産部や、食肉衛生検査所の職員の協力体制も考慮しながら検査要員の確保を今行っているところです。引き続き万全の体制を取っていきたいと考えています。

それから2点目ですけれども、災害時の避難所の在り方と認識していますけれども、避難所における新型コロナウイルス感染症への対応ということで、国から4月1日、それから4月7

日と2回にわたり通知が来ています。

内容については、災害の状況によって避難所の収容人数を考慮し、あらかじめ指定した指定避難所以外の避難所を開設するなど、通常の災害発生時よりも可能な限り多くの避難所の開設を図るということ。

それから、避難者に対しては手洗いやせきエチケット等の感染対策を徹底し、避難所については十分な換気に努めるとともに、十分なスペースを確保できるよう留意することといった内容のものです。

国からの通知文書を、市町村をはじめ、県の防災局であるとか、あるいは福祉保健部、振興局等、県の関係機関にも通知するとともに、現在、国の通知を具現化するための対策について県の関係機関と協議を進めています。

協議の中では、避難者の受付名簿の作成の徹底であるとか、体温計が必要だとか、あるいは体調不良者は必ず把握する必要があるとか、そういった意見も出ています。協議結果がまとまったら、災害時の避難所での感染者について市町村と十分意見交換をしながら、県の関係機関とも連携を取って、しっかりと情報共有しながら対応していきたいと考えています。

佐藤県民生活・男女共同参画課長 DVの御質問をいただきました。

3月から先週4月9日までの件数ですが、これまで7件のDV関係の御相談をアイネスで受けています。前年同期が13件ですので、それに比べると少ないかなと。ただ、委員御指摘のとおり、配偶者の方と一緒にいる状態の中でなかなか相談ができないんじゃないかということは危惧されているところです。アイネス以外にも、福祉保健部の婦人相談所にもDV相談室がありますし、大分市にもあります。そういったところと連携しながら、相談がどうなっているかというところは情報共有しながら、また、一時保護については福祉保健部になりますけれども、必要に応じてそういった措置も十分連携して取っていくように考えています。

河野委員 何点かお伺いしたいんですが、まず、県民生活・男女共同参画課で、特に女性のひと

り親世帯が、不安定な就労状況の中で雇止め、あるいは正規から非正規への切替えとか、いろんな状況があつて、生活困窮度が一般世帯よりもはるかに厳しいという声をいただいています。これについて具体的な相談、あるいは就労の部分について商工観光労働部等にあつせんしたりとか、そういう相談がどう推移しているのかをお伺いしたいのが1点。

それから、同課の特殊詐欺等被害防止対策推進事業で、録音機能付電話機の購入費補助ですが、これは既に県警で貸与事業という形で実際に機材のリースを受けて、それをまた県民の皆さまに貸し付ける形でやってきているわけですが、あえてこの購入費補助の事業を組んだのは何か背景やお考えがあつてのことなのかをお伺いしたいのが2点目。

それから3点目、私学振興の関係ですけれども、前年度の所得区分に応じて様々な事業が組まれるわけですけれども、今回のコロナの問題によって急激に所得を減らした世帯が、こういった減免支援とか私学助成の部分について救われるような方策が今後講じられるのかお伺いします。

佐藤県民生活・男女共同参画課長 2点お答え申し上げます。

まず、ひとり親世帯の女性の方からどの程度相談があつているかと。すみません、そこところは今把握していません。婦人相談全体、さきほどDV相談を申し上げましたが、3月から4月9日までで、今年が180件、去年が186件とほぼ同数のところです。この中身の中に、そういった生活困窮の相談がどの程度あるかは、今承知していませんので、また調べた上で対策を考え、商工観光労働部等に伝えていきたいと考えています。

それから2点目、警告・録音機能が付いた電話機の導入ですが、警察で今までリース方式でやってきて、ある程度効果が見えてきたということで、これからは市町村と共同して、大体1万5千円するということですので、県が5千円、市町村が5千円、本人負担5千円で購入していただくのと今年度から事業を始めました。

特殊詐欺の全体の件数は、令和元年度が118件、平成30年度が132件と若干減っているんですけども、被害金額が2億1,767万円、昨年度は2億2,877万円ではぼ変わらないと。ここずっと2億円台で高止まりしていますので、やはり何らかの手を打とうと、市町村と一体となってこの電話機導入を進めようと今、話をしています。

河野私学振興・青少年課長 御指摘のあった私学の支援について、昨年度の所得収入をベースにということです。

全国的に同じような事例が発生していると思いますが、現時点でそういう制度的なものは承知していませんが、今後、他県とも情報共有しながら、国の動きも見ながら、私どもとしても、できる限りのことは対応させていただきます。

河野委員 1点だけ。警告・録音機能付電話機購入補助費の部分なんですけれども、私この前、県警に聞いたときに、県警はこの事業は継続するんですね。今のリース機が廃棄されてゼロ機に近づくまで、このリースは続けるというお話があり、そうすると、県民にとってみると、負担ゼロのリース機器を県警から借りられるものと、自分で買い取るものの5千円の選択を迫られることになるんですが、こういった仕立てについて、県警と何らかの事前調整みたいなことはあったんでしょうか。

佐藤県民生活・男女共同参画課長 そもそも特殊詐欺の条例、第1回定例県議会で議決いただきましたけれども、その条例を作るときからずっと警察とは連携しながら、どうすれば特殊詐欺が減るか警察も今リースしている台数を増やすわけじゃなくて、今借りている分が終わるまではいこうと。それにプラスアルファをしていかないと、やはり特殊詐欺が減っていかんではないかという話を重ね、今回このような予算を組み、特殊詐欺被害の防止に努めようと。

当然これから電話機の導入については、警察も高齢者向けの講習会があります。そのときに、こういった電話機も市町村と県の補助があつて買えますよと宣伝していただいて、それで今2千台分用意しているけれども、この2千台をし

っかり県民の方に備えていただこうと考えています。

木田委員 先日、九重山の山火事があり、防災ヘリが出動しているんじゃないかと思いますが、通報から鎮火までどのような流れになったのか、その辺の状況が分かったら教えていただきたいと思います。

そして、特殊詐欺等の防止について、コロナ関連になりますが、今、高齢者に電話がかかっている状況があるようで、私も相談を受けたんですが、一時期、北海道のカニが売れないとか流れていたと思うんですが、カニが売れないんですとか、4万円するカニを2万円でもいいから買ってくれということで、おばあちゃんが何かかわいそうだから、寄附するつもりで買って、カニは送られてきました。私も見ましたけれども、ケガニとかタラバでも4万円ならすごいカニが来ると思うんですけど、見るからにもう、という感じでして、消費者保護行政の一つでも、やっぱりそういった対策を、コロナ関連で今いろいろ出ていると思いますが、詐欺まがいのことについて注意喚起をぜひ図っていただきたいと思います。

大城消防保安室長 先日の九重山の山火事の関係なんですけれども、通常、火災が発生した場合には、まず、消防ヘリに待機命令、予備命令ということで、こういう事案が発生しているので、もしかすると要請するかもしれないという一報が入ります。その一報が入った段階で、防災ヘリはいつでも出動できるような状況に準備を整えており、本要請があれば、離陸して作業にあたるという状況になっています。

委員から御質問のあった山火事の際は、12時50分頃に本要請があり、活動を終えて当日の14時半ぐらいには帰還をしました。

佐藤県民生活・男女共同参画課長 コロナウイルス関係での怪しい、詐欺めいたものは、先週末現在で3件、相談がありました。一つは、ネットでゲーゼマスクを注文するために個人情報を入力したが、不審に思いキャンセルの申出をしたが返答がないとか、注文を受けてマスクを発送するというメールが届いたが注文した覚え

がないといった詐欺めいた相談があり、うちの相談員からは、身に覚えのないメール等が届いても一切関わらないようにしなさいと。もしも支払方法が振込しかない場合、詐欺サイトの可能性があるので、今後は注文前に慎重に確認するようにと伝えてあります。今のところ3件ほどそういった相談は来ています。

先日、4月10日に県警から発表があったのは、還付金があるということで、それがどうも詐欺だということでした。

県警によると、全国各地では、水道管についてウイルスの除去にお金がかかるとか、コロナ対策で助成金が出るといった不審な電話とかメールが確認されているので、警察に連絡してほしいと県警からは言っています。

県警と本課と共同しながら、こういったものには適切に対処していきたいと考えています。

木田委員 九重山の火事の鎮火までの流れについては、通信指令の一元化が今議論されていると思いますけれども、今回の通報を受けてからの流れが、どの消防にかかってどのような流れになったのかを確認したかったという意味で聞きました。

あと、特殊詐欺の関係、固定電話の対策はあると思うんですけども、先日テレビで携帯電話用の特殊詐欺防止アプリを開発している方がいらっしゃるようで、もしそういったこと、有効なもの——検証してみないと分かりませんが、ぜひ研究していただきたいと思います。

井上委員長 ほかにありませんでしょうか。

私から一つ要望なんですけど、さきほど避難所に関する話の中で、国から通達が来て、これから密集を避けるために避難所の数を増やしたりするというので、最終的に市町村対応になると思うんですけど、その辺のところは早めに住民の皆さんに周知をしてください。ひょっとすると7月ぐらいから自然災害が発生するかもしれないので。特にたびたび災害が起きている地域では、自分はどこに避難するというのが、何回も避難するうちに避難所の中のどの辺とかまで決まっている方もいますので、密集を避けるためにも早めの周知をよろしくをお願いします。

これは要望です。

委員外議員の皆さん質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

井上委員長 ほかに質疑もないようですので、これをもちまして、令和2年度行政組織及び重点事業等を終わります。

次に、執行部より、報告をしたい旨の申出がありましたので、これを許します。

まず、①の報告をお願いします。

高橋生活環境部長 それでは、県計画等の策定変更スケジュールについて御説明します。

資料の17ページを御覧ください。

今年度、生活環境部において策定変更を予定している条例が4本、それから計画が——次のページになりますけれども、12ほどあるので、ごくごく簡単に御説明します。

まずは条例ですが、番号1番、大分県自転車の安全利用に関する条例（仮称）の制定についてです。自転車事故のない安全で安心な社会の実現を達成するために必要な自転車保険の加入や乗車用のヘルメットの着用などの促進について規定する自転車条例を第4回の定例会で提案すべく作業を進めていきたいと考えています。

2番です。食品衛生法に基づく営業施設の基準を定める条例の改正です。これは食品衛生法の一部を改正する法律の施行により、飲食店等の手洗い設備などの施設基準が変更されることなどから所要の改正を行うものです。

また、同じく食品衛生法の改正で、3番、4番ですが、大分県食品行商取締条例と大分県食品衛生条例の二つの条例を廃止することを予定しています。これについては、これまで条例で規定している業種は新たに省令で規定すると、省令対象となったことから条例を廃止するものです。パブリックコメントや関係者への周知を行った上で、9月の改正で進めていきたいと考えています。

続いて、18ページを御覧ください。

さきほど申しました計画が全部で12本ありますけど、主なもののみ説明します。

まず、今回新たに計画を策定するものとして、2番の大分県食品ロス削減推進計画です。これ

は昨年10月に施行された食品ロスの削減の推進に関する法律第12条に基づき、本年3月に決定された国の基本方針を踏まえて作成するもので、消費者や事業者、行政などのそれぞれの多様な主体が食品ロス削減に向けて取り組むための県計画を策定するものです。

1番を飛ばしましたが、1番をはじめ、現行計画が今年度で終期を迎えるものがあり、それは1番、3番、4番、5番、それから、次のページ、19ページの9番、10番、11番は計画期間が終了するために新たに計画を作成するものです。

それから、19ページを御覧ください。

一番上の7番です。第2次大分県青少年健全育成基本計画ですけれども、これは青少年の自主的かつ健全な活動の助長等を推進するための計画であり、最近ネットトラブルや自撮りなどのネット犯罪が複雑、多様化しています。こういった青少年を取り巻く社会・経済情勢の変化に対応するために、計画の中間年ですけれども、中間見直しを行いたいと考えています。

それから、計画期間中のものがもう一つあり、その前の18ページの6番と19ページの8番です。これは計画期間中ですけれども、国の基本方針の改定がありましたので、その内容を県の計画に反映すると、こういう趣旨で計画を策定するという事になっています。

それから、19ページ、一番下の12番です。

大分県地域防災計画ですけれども、今回は国の南海トラフ地震防災対策推進基本計画の修正を受けて、南海トラフ地震の臨時情報発表時の県の防災対応について修正を行いたいと考えています。

いずれにしても、表の右端にあるスケジュールに沿って進めながら、また、昨今の社会情勢の変化を取り込みながら見直し等の作業を行っていきます。適宜その概要等について、本委員会において委員の皆さま方に御報告をさせていただき、御意見をいただきたいと思います。以上で、説明は終わりました。

井上委員長 以上で、説明は終わりました。ただいまの報告について、質疑、御意見などはありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

井上委員長 委員外議員の皆さん質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

井上委員長 別に質疑もないようですので、次に、②の報告をお願いします。

河野私学振興・青少年課長 私立学校の再開等について御説明します。

資料の20ページを御覧ください。

新型コロナウイルス感染症が県内で拡大する中、私立学校に対して、4月6日の県の新型コロナウイルス感染症対策本部で決定された県立学校の対応方針について情報提供を行うとともに、始業式、入学式の実施や学校の再開にあたっては、感染症対策を十分に講じるようお願いしたところです。

あわせて、私学協会からも同様の趣旨のお願いをしています。

私立学校では、4月5日から順次始業式や入学式を行っていますが、大分市内の大規模校では、公共交通機関の混雑時の利用を避けるため学科ごとに時差を設けて開催している学校もあります。

また、授業再開にあたり時差通学や授業時間の短縮を実施したり、再開時期自体を5月以降に繰り下げた学校もあるなど、各学校が地域の実情に応じて感染防止の工夫をしています。

さらに、県外出身生が寮生活を送っている場合は、特に緊急事態宣言の対象地域の出身生徒については、帰省先から寮に戻った後、2週間程度、寮で待機させる対応をしている学校もあります。

今後とも、県教育委員会と連携して、各私立学校と連絡を取りながら県が行う感染防止対策についての情報提供に務めるとともに、新型コロナウイルス感染症拡大防止の徹底を、引き続きお願いしていきます。

桧山食品・生活衛生課長 旅館、飲食店等の営業施設における新型コロナウイルス感染症防止対応について御説明します。

資料の21ページを御覧ください。

旅館・ホテルや民泊などの宿泊事業者、県旅

館ホテル生活衛生同業組合など生活衛生関係団体に対して、1月30日付けで宿泊者名簿の記載や消毒液の設置など感染症対策の徹底とともに、常に最新の情報を得られるよう県の宿泊事業者向けのホームページを確認するよう通知しました。

宿泊施設や映画館などの興行場については、立入りをを行い感染症対策の実施状況について確認を行っており、特にいわゆる3密を起こしやすいと考えられる興行場には、県内全ての営業中の施設の立入調査を行いました。

また、利用する方に安心して宿泊していただけるよう、商工観光労働部、福祉保健部、生活環境部及び県旅館ホテル生活衛生同業組合で官民一体となった宿泊施設感染症対策強化委員会を設立し、チェックリストの作成など、感染症対策を強化をする取組を行っています。

飲食店等の食品関係団体についても、3月26日付けで手指の消毒やトング等器具の衛生管理等の徹底について通知を發出しており、従業員の健康状態のチェック、三つの密——換気の悪い密閉空間、多くの人の密集、近距離での会話の条件が重なる場所を避けるよう重点的に現地指導を行っています。

食品営業更新許可手続きでは、保健所への来所、食品衛生監視員による現地調査、実務者講習会等の必要があり、三つの密の機会が生じることから、令和2年5月31日に食品営業許可の期限を迎える事業者については、食品営業許可の期間を令和2年8月31日まで延長することとしました。

井上委員長 以上で、説明は終わりました。

ただいまの報告について、質疑、御意見などはありますか。

猿渡委員 今の21ページの説明の中で、感染症防止対策チェックリストを作るという話があったんですけども、せっかく作るチェックリストを宿泊施設だけでなく食品関係などにも活用していただいて、こういう取組をしていますということをPRしていただくとういことかと思うんですけども、その点どうでしょうか。

榎山食品・生活衛生課長 これは私も委員で参

加していますが、商工労働部が主体となって作っているんで、商工労働部の委員とも話して、そういった意見が猿渡委員から出ましたと伝えて、どうするか協議させていただきたいと思えます。

大友副委員長 この旅館等の感染症対策に関して、各旅館等に消毒の仕方等々指導していると思うんですけども、ある旅館でPCR検査の対象となった方が泊まっていたということがあって、その旅館の方が、感染しているかどうか検査結果が出ないと分からないんですけども、通常以上の消毒をした方がいいんじゃないかと保健所に問い合わせたんですけど、通常どおりでいいですよという返答が返ってきているんですよ。

なので、結局そのPCR検査の結果は陰性だったので問題はなかったんですけど、仮に検査結果が陽性となった場合に、さらに上のレベルの消毒の仕方をしなきゃいけないんじゃないかなと思うんですけども、もしそういう可能性があるときはどこまでの消毒をしたらいいんですよとか、そういう指導も一緒にやっていただきたいと思うんですけど。

榎山食品・生活衛生課長 通常の消毒対策については、さきほども申したとおりですが、普通はアルコール等で拭いてくださいとか、手を消毒してくださいということなんですけど、そういった方が泊まった場合は、さらにワンランク上として、次亜塩素酸ナトリウム——塩素系の消毒薬を使えばより効果的に消毒ができるので、そういったことも考えながら指導していきたいと思えます。

大友副委員長 消毒はした方がいいというのは分かるんですけど、どこまでの消毒をすればいいかというのがなかなか事業者も不安なところがあるので、その辺の指導をまたいろいろとお願いしたいと思えます。

井上委員長 ほかによろしいでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

井上委員長 委員外議員の皆さん質疑はありますか。

〔「なし」と言う者あり〕

井上委員長 ほかに質疑もないようですので、これで諸般の報告を終わります。

この際、ほかに何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

井上委員長 ほかにないようですので、これをもって生活環境部関係を終わります。

執行部はお疲れさまでした。

ここで、暫時休憩します。

午後 3 時 0 分休憩

午後 3 時 1 0 分再開

井上委員長 休憩前に引き続き、委員会を開きます。これより、福祉保健部関係の説明に入ります。

説明に入る前に、本日は初めての委員会でもありますので、まず、私から、御挨拶を申し上げます。

〔委員長挨拶〕

井上委員長 では、委員の皆さんの自己紹介をお願いします。

〔委員自己紹介〕

井上委員長 また、本日は、委員外議員として阿部議員、二ノ宮議員に出席いただいています。

次に、事務局職員を紹介します。

議事課の矢野君です。（起立挨拶）

政策調査課の甲斐君です。（起立挨拶）

続いて、執行部の自己紹介をお願いします。

〔廣瀬福祉保健部長挨拶〕

〔幹部職員自己紹介〕

井上委員長 それでは、福祉保健部関係の令和 2 年度行政組織及び重点事業等について執行部の説明を求めます。

廣瀬福祉保健部長 それでは、お手元の福祉保健生活環境委員会資料の 1 ページをお開きください。

まず、福祉保健部に係る組織及び予算の総括的事項について私から御説明します。

はじめに、組織についてです。

まず、本庁についてですが、一番上の福祉保健企画課から、2 ページの障害者社会参加推進室まで 8 課 3 室となっています。

次に、地方機関についてですが、1 ページに戻っていただいて、福祉保健企画課において、

保健所 6 か所、保健部 3 か所を所管しています。こども・家庭支援課では、二豊学園、こども・女性相談支援センター、中津児童相談所を所管しています。

また、2 ページの一番上、障害福祉課では、こころとからだの相談支援センターを所管しています。

次に、職員数についてですが、本庁が 2 3 2 名、地方機関が 3 7 6 名、総数で 6 0 8 名となっています。

その下の（2）県立施設についてですが、大分県社会福祉介護研修センターから聴覚障害者センターまでの 4 施設について、指定管理者制度により、県社会福祉協議会などに運営を委託しています。

次に、3 ページをお開きください。本年度の福祉保健部の予算について御説明します。

まず、（1）一般会計ですが、福祉保健部①の計欄で、総額、1, 0 3 6 億 4, 1 9 9 万 4 千円です。

これを右から 3 列目の元年度 7 月現計予算額（B）欄と比較すると、その右にある前年度対比で、2 5 億 6, 6 0 7 万 8 千円、率にして 2. 5 % の増となっています。

増加の主な要因は、高齢化の進行に伴う介護給付費の増や、国の幼児教育無償化の影響等に伴う社会保障関係費の増などによるものです。

次に、4 ページを御覧ください。

（2）特別会計ですが、当部所管の国民健康保険事業特別会計及び母子父子寡婦福祉資金特別会計等について、1, 1 9 6 億 5, 4 1 1 万 7 千円を計上しています。

次に、5 ページをお開きください。当部の令和 2 年度当初予算のポイントについて御説明します。

一つ目は子育て満足度日本一の実現です。

出会いから結婚、妊娠、出産、育児まで、切れ目のない支援の充実を図ります。また、児童虐待防止の強化、ひとり親家庭・障がい児へのきめ細かな支援を行うことで、子育て満足度日本一を目指します。

二つ目の健康寿命日本一の実現では、県民参

加型の健康づくり運動を推進するとともに、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるよう地域包括ケアシステムの構築と医療提供体制の整備を図り、健康寿命日本一を目指します。

次に、6ページを御覧ください。

三つ目の障がい者が安心して暮らせる社会づくりと障がい者雇用率日本一の実現では、障がい者が地域で安心して自立した生活を送れるよう、障がい者に対する理解の促進をはじめ、サービス提供体制の充実等を図るとともに、障がい者雇用率日本一への早期復帰とさらなる工賃向上を目指します。

四つ目の多様な主体による地域社会の再構築では、少子高齢化や核家族化の進行等に伴い、人間関係が希薄化し、コミュニティ機能が低下する中、すべての人が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、誰もが共に支え合う地域共生社会の実現を図ります。

五つ目の災害に強い人づくり、地域づくりの推進では、豪雨災害や南海トラフ巨大地震などの大規模災害から県民の命と暮らしを守るため、災害対応に精通した福祉人材の育成に取り組むほか、要配慮者が安全に避難できる体制づくりを推進します。

以上、五つの柱に沿って各施策を組み立てています。

具体的な事業の内容等については、それぞれの担当課・室長から御説明します。

幸福社保健企画課長 7ページをお開きください。福祉保健企画課関係について御説明します。

まず初めに、1の組織、事務分掌の組織についてですが、表の左側にあるように、当課は総務班以下四つの班で構成されており、本庁の職員数は、部長、審議監を含め、計28名となっています。

また、当課が所管する地方機関は、東部保健所など6保健所、3保健部であり、職員数は233名となっています。

次に、事務分掌についてですが、表の右側にあるように24項目あり、主なものは(4)及び(5)の部全体に係る組織・人事・予算に関すること、(10)の地域保健法の施行に関する

こと、(18)の災害救助法の施行に関すること、(20)の地域福祉計画に関することなどです。

次に、8ページを御覧ください。2の課・室の予算についてです。

当課の令和2年度当初予算額は、保護・監査指導室分を含め、左から2列目の(A)欄にあるように、52億4,170万2千円となっています。これを令和元年度7月現計予算額(B)欄と比較すると、一番右端の前年度対比の欄にあるとおり、3億8,318万8千円、7.9%の増となっています。これは主に、地域共生社会構築推進事業費の増などによるものです。

続いて、3の重点事業について御説明します。

まず、地域共生社会構築推進事業費4,132万4千円です。この事業は、誰もが共に支え合い、人と人とのつながりを感じ安心して暮らせる地域共生社会の実現に向けて、市町村や社会福祉協議会等と連携し、多世代交流や支え合い活動を推進するものです。

具体的には、一つ目の二重マルの多世代交流・支え合い活動の推進に対する支援として、住民同士の多世代交流や支え合い活動を推進する市町村社会福祉協議会等に必要な人材配置に係る経費や、活動拠点の整備に係る経費などを助成します。

また、地域共生社会の構築に資する人材を、研修会の開催等を通じて養成するとともに、市町村の体制づくりを支援するアドバイザーを派遣します。

9ページをお開きください。災害時要配慮者支援事業費722万3千円です。

この事業は、災害時における高齢者や障がい者など、要配慮者の安全・安心を確保するため、早期避難の意識啓発や避難訓練の実施を促進するほか、適切な避難場所を提供するための体制整備などを図るものです。

具体的には、一つ目の二重マルの早期避難に対する意識啓発として、ケアマネジャーなどの福祉関係者や要配慮者本人を対象とした防災教室等を実施するとともに、要配慮者が参加する

防災訓練が地域で実施できるよう、自主防災組織に防災訓練アドバイザーを派遣します。

また、二つ目の二重マルの福祉避難スペースの開設支援として、市町村が公民館などの避難所内に要配慮者のための福祉避難スペースを迅速に開設できるよう、災害派遣福祉チーム（DCAT）に対する訓練を実施します。

次に、地域の健康づくり支援事業費646万円です。

この事業は、健康寿命の延伸に向けて、地域ごとの健康課題に応じた対策を強化するため、市町村が行う運動習慣の定着や肥満・減塩対策の推進など、生活習慣の改善に向けた取組に対し助成するものです。

今仁保護・監査指導室長 10ページを御覧ください。保護・監査指導室関係について御説明します。

1の組織、事務分掌の組織ですが、当室は保護班以下四つの班で構成され、職員数は15名となっています。

次に、事務分掌ですが、8項目あり、主なものは、（1）の生活保護法の施行に関する事、（2）の社会福祉法に基づく社会福祉法人や施設等の指導監査に関する事などです。

次に、11ページをお開きください。2の重点事業について御説明します。

社会福祉法人指導監督事業費326万9千円です。

この事業は、社会福祉法人及び社会福祉施設等に対する指導監査により適正な運営、サービスの質の確保、給付の適正化を図るものです。

一丸医療政策課長 12ページを御覧ください。医療政策課関係について御説明します。

1の組織、事務分掌の組織ですが、当課は医務班以下五つの班で構成され、職員数は、看護科学大学への業務援助職員、県立病院に研修医として勤務する自治医科大学卒業医師及び地域医療確保のため市町村に派遣している医師を合わせ、51名となっています。

次に、事務分掌ですが、29項目あり、主なものは、（2）の医療法の施行に関する事、（8）の保健師助産師看護師法の施行に関する

事、（21）の救急医療に関する事、（24）の在宅医療に関する事、（25）の地域医療の確保に関する事などです。

続いて、13ページをお開きください。2の課・室の予算について御説明します。

当課の令和2年度の当初予算は、薬務室分を含め、63億9,584万1千円となっています。これを昨年度予算額（B）欄と比較すると、前年度対比で1億3,381万4千円、2.0%の減となっています。これは主に地域医療介護総合確保推進事業費の減額によるものです。

次に、3の重点事業について御説明します。在宅医療提供体制整備事業費2,640万7千円です。

この事業は、地域包括ケアシステムの基盤の一つである在宅医療提供体制を強化するため、在宅医療に携わる医療従事者等の研修を行うとともに、訪問診療に必要な設備整備等を行う施設などに対し助成するものです。

三つ目の二重マル在宅医療・人生会議に関する地域セミナーの開催では、県民を対象に、人生会議をはじめ在宅医療の理解促進のためのセミナーを開催します。

また、四つ目の二重マル人生の最終段階における医療体制整備事業では、人生の最終段階における医療・ケアに関する患者の相談に対応できる人材育成のための研修を実施します。

北村薬務室長 14ページを御覧ください。薬務室関係について御説明します。

1の組織、事務分掌の組織ですが、当室の職員数は、7名となっています。

次に、事務分掌ですが、13項目あり、主なものは、（1）の医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の施行に関する事、（9）の安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律の施行に関する事などです。

次に、15ページをお開きください。2の重点事業について御説明します。

薬務取締費605万4千円です。

この事業は、医薬品等の品質、有効性及び安全性を確保するために、医薬品等の製造業、薬

局及び各種販売業に対する監視指導などを行う事業に係る経費です。

また、薬剤師確保対策を的確かつ効果的に実施するため、大分県内の薬剤師の需給に関する調査も行います。

藤内健康づくり支援課長 16ページを御覧ください。健康づくり支援課関係について御説明します。

1の組織、事務分掌の組織ですが、当課は管理・疾病対策班以下五つの班で構成され、職員数は、27名となっています。

次に、事務分掌ですが、29項目あり、主なものは(4)の健康増進法の施行に関する事、(9)の母子保健法の施行に関する事、(15)の感染症法の施行に関する事、(21)の難病の患者に対する医療等に関する法律の施行に関する事、(23)肝炎対策基本法の施行に関する事などです。

次に、17ページをお開きください。2の課・室の予算について御説明します。

当課の令和2年度当初予算は、36億8,857万1千円となっています。これを昨年度予算額(B)欄と比較すると、前年度対比で3億869万1千円、7.7%の減となっています。これは、主に抗インフルエンザ薬確保事業などの減によるものです。

次に、3の重点事業について御説明します。結核地域医療体制強化事業費2,202万8千円です。

この事業は、早期診断と確実な治療により、結核の蔓延を防止し結核罹患率を低下させるため、結核診療に精通した医師の養成を行うとともに、地域の医療機関に対する診療支援を行い、地域での結核医療体制の充実を図るものです。

一つ目の二重マルでは、結核診療医師の養成・確保を大分大学医学部に委託し、各地域の結核モデル病床等を有する医療機関に呼吸器専門医を配置します。

また、二つ目の二重マルにあるように、地域の結核モデル病床を有する医療機関等に対して診療支援等を行う結核診療支援センター(仮称)を西別府病院に設置します。

次に、18ページを御覧ください。がん対策推進事業費3,080万円です。

この事業は、がんになっても安心して希望をもって暮らせる社会を構築するため、がん診療連携拠点病院等の機能強化を図るとともに、がん患者の社会参加を支援するものです。

二つ目の二重マルでは、事業所におけるがん検診受診率の向上を図るため、健康経営事業所におけるがん検診の実態調査と課題を検証します。

また、四つ目の二重マルでは、薬物療法の副作用等での外見の変化による患者の苦痛を軽減するアピアランスケアのため、医療用ウィッグ、補整下着などの購入費助成を通じ、がん患者の社会参加を応援するとともに、五つ目の二重マルでは、若年がん患者が希望を持ってがん闘うため、がん治療を開始する前に精子や卵子等を採取・凍結保存して生殖機能を温存する治療に要する費用を助成します。

次に、19ページをお開きください。みんなで進める健康づくり事業費2,894万5千円です。

この事業は、健康寿命を延伸させるため、県民自らが主体的に健康づくりに取り組む機運を醸成するとともに、経済団体や保健医療福祉団体、報道機関等で構成される健康寿命日本一おおい創造会議をプラットフォームに、多様な主体と協働して県民誰もが健康的な生活習慣を実践できる社会環境を整備し、健康寿命日本一を目指すものです。

二つ目の二重マルでは、うま塩ともっと野菜をそろえた健康でおいしい食事を選べる機会の拡充を図るとともに、三つ目の二重マルでは、働く世代の健康づくりを一層推進するため、心と体の職場環境改善アドバイザーを養成し、健康経営事業所のさらなる取組を支援するものです。

次に、20ページを御覧ください。障がい者等歯科医療推進事業費1,084万9千円です。

この事業は、在宅歯科医療を推進するため、訪問歯科診療マニュアルを作成するとともに、障がい児者に対する歯科医療の充実を図るため、

高次歯科診療施設の運営に対し助成するものです。

二つ目の二重マルについて、障がい児者を診療する高次歯科診療施設は、通常の歯科診療に比べ一人の診察に要する時間が長くかかり、収支が安定しないことから、その継続と充実を図るため運営費を助成します。

木内国保医療課長 21ページをお開きください。国保医療課関係について御説明します。

1の組織、事務分掌の組織ですが、当課は国保運営指導班と保険医療指導班の2班で構成され、職員数は11名となっています。

国保運営指導班は6名体制となっており、保険医療指導班には、県職員4名のほか、大分県国民健康保険団体連合会からの派遣職員が1名おり、計5名体制となっています。

次に、事務分掌ですが、6項目あり、主なものは、(1)の国民健康保険事業の運営に関する事、(6)の高齢者の医療の確保に関する法律の施行に関する事などです。

次に、22ページを御覧ください。2の課・室の予算について御説明します。

当課の令和2年度の当初予算は、302億9,376万7千円となっています。これを昨年度予算額(B)欄と比較すると、前年度対比で5億6,881万9千円、1.8%の減となっています。これは、主に被保険者数の減少などに伴う国民健康保険基盤安定化事業費の減などによるものです。

次に、3の重点事業について御説明します。糖尿病性腎症重症化予防推進事業費2,169万5千円です。

この事業は、人工透析の導入回避につなげるため、かかりつけ医と専門医等との連携による個別支援の強化を行うものです。

一つ目の二重マルでは、大分大学医学部附属病院の腎症重症化予防ステーション(仮称)の機能を持つ専門外来の設置等による個別支援の体制整備を支援します。

また、二つ目の二重マルでは、未受診者・治療中断者を医療機関への受診につなげるため、個別通知や電話による受診勧奨を徹底します。

黒田高齢者福祉課長 高齢者福祉課関係について御説明します。資料の23ページをお開きください。

1の組織、事務分掌の組織ですが、当課は、長寿・援護班以下四つの班で構成され、職員数は28名となっています。

次に事務分掌ですが、17項目あり、主なものは(1)の老人福祉法をはじめ、(3)の高齢者虐待防止法、(5)の介護保険法の施行に関する事、及び(9)の戦傷病者、戦没者遺族等の援護に関する事などです。

次に、24ページを御覧ください。2の課・室の予算について御説明します。

当課の令和2年度当初予算額は、196億5,226万円となっています。これを昨年度予算額(B)欄と比較すると、前年度対比で5億9,321万1千円、3.1%の増となっています。これは、介護保険給付費県負担金の増額によるものなどです。

次に、3の重点事業について御説明します。自立支援型サービス推進事業費1,284万4千円です。

この事業は、運動・認知機能が低下している要支援者の自立を支援するため、作業療法士等の専門職による生活機能の改善に向けた短期集中予防サービスの積極的な利用につながる取組を実施するものです。

一つ目の二重マルでは、ICTを活用した自立支援型ケアマネジメントシステムを活用することで、介護支援専門員のアセスメントスキルの平準化及び業務の効率化を図ります。

また、二つ目の二重マルでは、高齢者が自身の状態に応じた適切なサービスを選択できるよう、自立支援や重度化防止に取り組んでいる優良事業所を表彰するとともに、その取組を広く発信します。

次に、25ページをお開きください。福祉・介護人材確保対策事業費6,202万4千円です。

この事業は、福祉・介護人材を確保するため、参入促進や離職防止、生産性向上などの取組を実施するものです。

一つ目の二重マルでは、おおいた高齢者いきいきプラン（第8期）の策定に向けて、介護事業所・従事者の実態調査を実施し、介護人材確保に向けて関係者と連携した取組を検討します。

また、三つ目の二重マルの2番目のポツでは、介護職員の業務負担軽減につながる介護補助職の導入を促進するため、介護業務の見える化・切り分け手法案を作成し、県内の4事業所でモデル的に業務の切り分け等を実施するとともに、その成果を元に大分県版業務の切り分けシステムを構築します。

次に、26ページを御覧ください。外国人介護人材確保対策事業費3,298万4千円です。

この事業は、県内の介護人材不足に対応するため、外国人介護人材が円滑に就労・定着できる取組を行うものです。

二つ目の二重マルでは、外国人介護人材の介護技能、日本語能力等を向上させるため、介護職種における技能実習生等に対して集合研修等を実施するとともに、技能実習生等の円滑な受入を支援するため、受入施設・事業所にアドバイザーを派遣します。

また、三つ目の二重マルでは、外国人介護人材を受け入れる施設に対し、受入に要する経費を助成します。

首藤こども未来課長 27ページをお開きください。こども未来課関係について御説明します。

1の組織、事務分掌の組織ですが、当課はこども企画班以下三つの班で構成され、職員数は19名となっています。

次に事務分掌ですが、11項目あり、主なものは、（1）の児童福祉法の施行に関すること、（7）の次世代育成支援施策の推進に係る企画調整に関すること、（8）の不妊治療費助成事業等に関すること、（10）の子ども・子育て支援法の施行に関することなどです。

次に、28ページを御覧ください。2の課・室の予算について御説明します。

当課の令和2年度当初予算額は、174億4,820万7千円となっています。これを昨年度予算額（B）欄と比較すると、19億4,226万円、12.5%の増となっています。これ

は、主に国の幼児教育無償化に伴う本県への影響額などによるものです。

3の重点事業について御説明します。おおいた出会い応援事業費3,945万9千円です。

この事業は、未婚化・晩婚化が進行する中、若者の結婚の希望を後押しするため、出会いサポートセンターを運営し、市町村、民間団体、企業等と連携した出会いの場づくり等を総合的に実施するものです。

今回は、会員の利便性を向上するため、一つ目の二重マル二ポツ目のおとり、スマートフォンで利用可能なお相手検索機能等を新たに追加します。

29ページをお開きください。保育環境向上支援事業費1億1,820万9千円です。

この事業は、保育人材の確保と職場定着を図るため、保育士資格の取得や新卒保育士の県内就職、マッチングシステムを活用した潜在保育士の就職を支援するとともに、保育現場の働き方改革の推進や保育補助者の雇上補助により保育現場の負担軽減を行い、あわせて、一時預かりなどの多様な保育に対応する経費の助成を行うものです。

具体的には、一つ目の二重マル四ポツ目のおとり、保育現場の働き方改革の一環として、保育施設に対しICT機器の導入や、システム改修の支援を行います。

また、三つ目の二重マルにあるように、資格取得と県内就職支援として、保育士試験の対策講座の受講料助成や、五つ目の二重マル二つ目のポツのおとり、一時的な保育ニーズに対応強化できるよう、定員枠外での受入れの促進を図ります。

30ページを御覧ください。おおいた子育て応援スクラム事業費1,896万3千円です。

この事業は、地域全体で子育てを応援する環境を創出するため、子育て力の向上につながる出前講座の開催、地域の子育て応援活動団体への助成、おおいた子育て満足度日本一推進県民フォーラムの開催等を行うものです。

今年度は新たに、一つ目の二重マルにあるように、各地域で子育て応援活動の中核となる人

材を育成するための連続講座を実施するとともに、二つ目の二重マルにあるように、子育て参画に関心のある父親を対象とした講座を実施し、男性の子育て参画推進リーダーの養成と父親コミュニティづくりの推進を図ります。

31ページをお開きください。不妊治療費助成事業費3億3,051万1千円です。

この事業は、不妊治療の経済的負担を軽減するため、保険適用外の特定不妊治療を行う夫婦に対し、市町村と連携して、自己負担がおおむね3割となるよう助成するとともに、不妊を心配する夫婦に対し、早期の不妊検査を促すため、新たに、不妊検査費用について、自己負担の軽減につながるよう助成するものです。

一つ目の二重マルーポツ目の助成回数の拡充として、不妊治療費の助成回数を国基準の通算6回から1出産当たり6回に拡充し、経済的負担の一層の軽減を図ります。

河野こども・家庭支援課長 32ページをご覧ください。こども・家庭支援課関係について御説明します。

1の組織、事務分掌の組織ですが、当課は家庭支援班以下二つの班で構成され、本庁の職員は10名となっています。

また、当課が所管する地方機関は、二豊学園以下6機関あり、その職員数は119名となっています。なお、中央児童相談所、婦人相談所及び婦人寮の3機関については、こども・女性相談支援センターとの兼任となっています。

次に事務分掌ですが、12項目あり、主なものは(1)の児童福祉法を始め、(5)の母子父子寡婦福祉法、(8)の児童虐待防止法、(11)の子どもの貧困対策推進法の施行に関することなどです。

次に、33ページをお開きください。2の課・室の予算について御説明します。

当課の令和2年度当初予算額は、51億1,508万3千円となっています。これを昨年度予算額(B)欄と比較すると、前年度対比で2億5,298万5千円、5.2%の増となっています。これは、主に施設に支弁される事務費等の単価が増額改定されたことに伴う、児童措

置費の増などによるものです。

次に3の重点事業について御説明します。児童虐待防止対策事業費2,168万5千円です。

この事業は、児童虐待防止対策の徹底を図るため、学校や警察、市町村等の関係機関の連携を強化するほか、児童相談所の専門性の強化などを図るものです。

具体的には、三つ目の二重マル児童相談所の法的対応力の強化として、児童相談所に非常勤弁護士を配置します。

次に、34ページを御覧ください。子どもの居場所づくり推進事業費610万6千円です。

この事業は、子ども食堂をはじめとした、子どもの居場所づくりを支援し、貧困問題の早期発見・早期支援のための体制づくりを推進するものです。

具体的には、二つ目の二重マル市町村に対する支援として、子ども食堂等の新規開設や、既存の子ども食堂等が新たに学習支援やレクリエーションを行う際に要する経費を助成します。

藤丸障害福祉課長 35ページをお開きください。障害福祉課関係について御説明します。

1の組織、事務分掌の組織ですが、当課は管理・計画班以下四つの班で構成され、本庁の職員数は、24名となっています。また、当課が所管する地方機関は、こころとからだの相談支援センター以下四つあり、その職員数は24名となっています。なお、身体障害者更生相談所、知的障害者更生相談所及び精神保健福祉センターの3機関については、こころとからだの相談支援センターとの兼任となっています。

次に事務分掌ですが、17項目あり、主なものは、(1)の身体障害者福祉法をはじめ、(2)の知的障害者福祉法、(3)の障害者総合支援法、(4)の児童福祉法のうち、障害児に関すること、(6)の精神保健福祉法、(8)の自殺対策基本法、(11)の障害者基本計画、(15)の障害者差別解消法、(16)の障がいのある人もない人も心豊かに暮らせる大分県づくり条例の施行に関することなどです。

次に、36ページを御覧ください。2課・室

の予算について御説明します。

当課の令和2年度当初予算額は、障害者社会参加推進室分を含め、158億656万3千円となっています。これを昨年度予算額（B）欄と比較すると、4億575万8千円、2.6%の増となっています。これは、障がい福祉サービスを利用する障がい者の増加などに伴う自立支援給付費や精神通院医療費の増などによるものです。

次に、3の重点事業について御説明します。精神科救急医療システム整備事業費5,833万9千円です。

この事業は、県立病院精神医療センターの開設に合わせ、夜間や休日に緊急な医療が必要となった精神障がい者等への支援体制を整備するものです。

一つ目の二重マルでは、民間精神科病院の輪番制により、夜間や休日の受入体制を確保します。

また、二つ目の二重マルでは、夜間・休日における本人・家族等からの精神医療相談に対応し、受入先となる病院の調整を行う精神科救急情報センターを新たに設置します。

そのほか、三つ目の二重マルでは、精神症状と身体症状をあわせもつ、身体合併症患者の受入体制を確保します。

比護障害者社会参加推進室長 37ページをお開きください。障害者社会参加推進室関係について御説明します。

1の組織、事務分掌の組織ですが、当室は地域生活支援・芸術文化スポーツ推進班及び就労促進班で構成され、職員数は、国際車いすマラソンの記念大会開催に伴い、昨年度と比べて3名増の12名となっています。

次に、事務分掌ですが、4項目あり、主なものは、（1）の国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律、いわゆる障害者優先調達推進法の施行に関することをはじめ、（2）の障がい者の就労支援及び工賃向上、（3）の芸術・文化・スポーツを通じた障がい者の社会参加の推進に関することなどです。

次に、38ページを御覧ください。2の重点事業について御説明します。

国際車いすマラソン大会開催事業費6,926万円です。この事業は、障がい者のスポーツや芸術文化活動のさらなる促進による共生社会の実現に向けて、国際車いすマラソンの第40回記念大会を開催するものです。

記念大会では、障がいの有無にかかわらず参加できるイベントの開催や、大会とあわせた障がい者芸術の魅力発信、SNSを活用した記念大会の情報発信等を行います。

次に、39ページをお開きください。障がい者就労環境づくり推進事業費7,797万円です。

この事業は、障がい者雇用を促進するため、アドバイザーによる企業訪問等を行うほか、障がい者が就労しやすい環境づくりを進めるものです。

具体的には、一つ目二重マルの最初のポツにあるように、障がい者雇用アドバイザーを障害者就業・生活支援センター等に引き続き配置し、全業種の企業を訪問し、仕事の切り出しの助言等を行い、雇用促進を図ります。

さらに、二ポツ目では、知的・精神障がい者の就労において課題となっている職場定着を支援するため、定着支援専門のアドバイザーを新たに配置し、雇用促進と職場定着の両面から企業と働く障がい者の支援を強化します。

また、四つ目二重マルの二ポツ目にあるとおり、就労移行支援事業所等と相談支援事業所や医療機関等との連携を強化する研修会等を開催し、就労移行支援事業所等からの一般就労を促進します。

井上委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑、御意見などはありませんか。

阿部（英）委員 まず、2点教えてほしいんですけど、高齢者福祉課の事務分掌の中で、介護保険法の施行に関することとあったんですが、高齢者が介護保険を受けなくても健康——部長が三つの日本一を目指してと、健康寿命日本一があったね。健康寿命日本一を目指すのであれ

ば、高齢者が介護保険を受けなくて元気に過ごしていき、そして、人生会議じゃないけど、最期を迎える。もしそういう人がいれば、それは素晴らしいことだと思うんですね。そういう方に対して、どの時点かで介護保険の適用を受けていないことに対して何らかの措置が取られているのか、そのところ。例えば、表彰規程があるとか、それとも何もないのか。あなたは健康で最期までずっとやってきたんだからいいじゃないですかで終わるのかどうか。健康であることを後押ししているのかどうか、そのところをお伺いしたいなと。

それともう一つは、不妊治療は大分県は早くから取組をして先進的な県だと言われてきたと思うんですね。不妊治療は高額で大変困っていたところを、県は国よりもいち早く保険適用と同じぐらいの助成をしながら応援してきたと思うんですね。

ところが、今日までそれだけのことをやったからどういう成果が出たと、子どものことですから、治療を受けた人は匿名にして出さないとか、いろいろそういうのがあったようですが、せつかく予算計上してやる以上は、どういう結果になったと、どういう成果が出ているんだということが背景にないと。やはりこれからどんどん進めていくのに、不妊治療は本当に光を当てていると思いますが、そういうところもひとつ示していただきたいなと。明確なことはできないにしても、何らかの成果を見せていただきたいなと思っています。

また、今日この中には年齢のことは書いていないんですね。年齢は多分40歳までですかね。それがどうなったのか、教えてほしいなと思います。この2点お願いできますか。

黒田高齢者福祉課長 高齢者ができる限り自立して住み慣れた地域で安心して暮らしていただけると、そういった環境を整備することが私どものミッションだと思っています。

高齢者の割合がどんどん増加する中において、介護保険制度を維持するという意味においても、なるべく健康でいていただく、もし介護が必要な状況になっても重度化するのを防いでいく、

そういった取組が今後非常に重要になってくるんじゃないかと思っています。

そういう意味では、介護保険制度の中で、サービスには至りませんが、住民同士で集まっていたり体操するなど生きがいづくりをしていただく取組への支援もやっています。また、地域福祉推進大会、毎年度開催していますが、その中で、そういった生きがいづくりの活動を長年している方を公募して表彰しています。

今年度は第8期の高齢者福祉の施策に関して3年間の取組の目標を定める時期ですけれども、そういった中において、やはり介護予防、健康づくりは非常に力を入れていきたいと思っています。

首藤こども未来課長 不妊治療費について御質問いただきました。

この不妊治療費の助成によってどのくらい成果が見えているかという話ですけれども、直近のデータで申し上げますと、平成30年の1年間で大分県で8,200人の赤ちゃんが生まれていますけれども、8,200人のうち大体16人に1人は特定不妊治療で生まれていると言われています。単純に513人ぐらいは不妊治療を基に生まれてきていると推計されています。

不妊治療で生まれてくる子どもは年々増えており、平成30年は6.3%でしたが、その前の年は5.6%、さらにその前は5.0%、年々不妊治療で生まれてくる子どもの割合が増えています。

あと、特定不妊治療については、年齢が43歳未満で治療を開始された方が対象になっています。40歳未満で始めると通算で6回まで治療を受けられる、43歳未満は3回までです。それについては、今年から1出産当たり6回と回数も拡充も図ることとしています。

阿部（英）委員 高齢者のバックアップをぜひ何か考えて、例えば、介護保険を受ける資格ができたとしても、元気になったら介護保険は受けない、もう私は元気になったからいいですよというところが一つの基準としてあっていいんじゃないかなと感じるんですね。

例えば、家の中の手すりにしても何にしても、介護保険の適用で補助金が出るんですよね。そうすると、必ず介護保険で造られたんですか、どうしたんですかって聞くんですよね。ところが、介護保険で造ろうとしても、それを申請したら審査会を経なければいけませんし、審査会は1か月に1回——要するに毎日開かれるわけじゃない。そして、それが審査会で受理されてから業者に頼む。そうすると、一番必要なときに手すりもつけられないんですよね。

手すりをつけたとしても、手すりを使いながら運動して元気になっていくことが私は大事なことだと思うんですよ。だから、そういうところをバックアップして、介護保険をいただいている者から介護保険をいただかない、卒業する者が出たかどうか、やはりそこのところの統計もとった方がいいんじゃないかなと。どれぐらい出ましたよと、これをどんどん出していくぐらいのですね、健康づくり日本一というにはそういうことも必要じゃないかなと感じますね。

それと、先ほど不妊治療で、500人以上の出産があるなんて言うのは、ほとんど誰も知らなかったんじゃないかな。だから、やっぱりそういうところは大きくPRしていただければ。この不妊治療の予算をつけたのは、私は大変画期的な出来事だと思うんですよね。

この最初の取っかかりは、セント・ルカの宇津宮医師だと思うんですよね。ただ、私はあの人からいろいろ聞いたけど、その後何やっているんだろうなと思っていた。そういう成果があるのであれば、正直、数字も大したもんだし、宇津宮医師も見直さんといかんかなと思っています。そういうことで聞かせていただきました。

河野委員 2点ほどお伺いしたいんですが、26ページの外国人介護人材確保対策事業費についてお伺いします。

コロナの対策で出入国管理が厳しくなっている関係で、当初予定していた介護人材が外国から入って来られなくなった、あるいはそれを当てにしていた人材が介護現場で非常に不足していることが全国的な問題として指摘されています。本県の状況がいかなる状態になっているか、

これに対する対応策が何かあるのかについてお伺いしたいのが1点。

それから、さきほど生活環境部でも聞いたんですが、こちらの部では子どもの貧困対策を所管していて、特に今、雇止め等によって急激な所得の減少があり、如実に生活の崩壊につながりかねないのが実はひとり親世帯の状況です。この人たちに対する緊急支援が本当に必要だなと思っています。

政府から世帯30万円だとか、あるいはまた、子ども1人当たり10万円だとか、いろんな話が出てくるわけですが、制度が定まらないがゆえに手続きが始まらないということで、実際の支援が手に届くまでが非常に時間がかかると。

これについては、社協の生活支援資金の貸付けもあるわけですが、きっちりと皆さんに伝わっていない部分があり、これを私たちはしっかりと訴えて、伝えていかなきゃいけないんじゃないかと。私のところにも、生活ができないで困っているというメールとか電話が来ています。特に子どもがいらっしゃるところがほとんどですから、子どもの貧困対策という面からも推進していただきたいんですが、現状どうお考えか、お聞かせください。

黒田高齢者福祉課長 外国人介護人材の新型コロナウイルスの影響について御質問いただきました。

今、全て把握できている状況ではありませんが、技能実習生等で来られるような国々については、日本の方で入国拒否している状況でもあるので、実際ストップしている状況かと思っています。

収束するまではなかなか難しい状況なのかなと思っています。なるべく円滑に受入れが進むように、私どもも現場の声を伺いながらできることはしていきたいと思っていますし、人員についても、今、小学校も休校している中で、なかなか人員の配置基準を保つのが難しいという状況もあります。そういった中で、国も事務連絡等で柔軟な対応を認めているところでもあります。そういったところも含めて、関係者の皆さまとよく情報共有しながら、私どもでできるこ

とはしていきたいと思っています。

河野こども・家庭支援課長 新型コロナウイルスの関係で、ひとり親家庭の窮状に対する対応ですけれども、実際、市町村の窓口や、母子寡婦福祉連合会にいろいろ相談が寄せられています。子どもの世話のために仕事を休むことによる収入減などです。さきほど委員もおっしゃったように、生活福祉資金の貸付けを積極的に使うようにと助言していますし、また、母子寡婦福祉資金の貸付け等を行っている家庭については、返済猶予などもこちらから伝えています。

また、ひとり親の自営業者については、これまで収入があったことで児童扶養手当が受給できなかった方もいらっしゃるのです、そういった方には新たに児童扶養手当を受給していただく方策もあります。そういったことを市町村の窓口、それから母子寡婦福祉連合会を通じて、きめ細かに周知を図っていきたくと思っています。

河野委員 特に介護施設の関係についてなんですけれども、要は仕事という面で見るときに、実際に雇止めというか、事業が続かないから休職扱いになるとか、そういった方々がいらっしゃるのです、そういった方々を介護の現場に吸収する方策はないのかと思うわけです。

資格職ではない補助職員みたいな形で、そういった方たちに就労の場を提供できるような体制も、ある意味、今のところいつ収束するか分からないわけですから、短期でも、とにかくそういった形で介護現場の人手不足をぜひ支援していただければというのが一つですね。

それから、特にひとり親世帯はどこに相談していいかが分からないという声が一番多いんですね、実際の話。自分は本当にその30万円がもらえるんだろうかという相談から始まって、いや、実は自分のところはこうだと詳しい話があるんですけど、それについてどこに相談していいのかが分からないという話があります。ようやく先週、総務省の窓口電話番号が掲示されて、それをお伝えして、ここに連絡してみてくださいと。まだ詳細が決まっていなだけで、多分相談には乗ってくれますからと話をしたんですね。そういった声が、少なくとも市町村や様

々なところから、常に働いていてなかなか情報が入ってこないような人たちにしっかりと伝わっていくこと、これは努力しないといけないかなど。私たち行政の場にいる人間が——私たち議員も含めてなんですけれども、やっぱりやらなきゃいけないことだろうと思うわけです。ぜひよろしくをお願いします。

御手洗委員 ちょっと関連しますが、さきほど課長が柔軟な対応と言いましたが、やはり制度の中で、今コロナがあって非常に難しいんですよね。ですから、大変な御苦労をされている関係者、施設もあるので、さきほどの柔軟な対応ということを発信していただければありがたいなと思います。ぜひよろしくをお願いします。

猿渡委員 連日連夜の奮闘、本当にお疲れさまです。敬意を表したいと思います。

まず、医療崩壊とか院内感染が全国的にも問題になっていますけれども、医療関係者の中から発熱外来の設置を求める声があります。初期の症状を見て病院を振り分けていくことが求められているかと思いますが、この点どうか一つ。

2点目は、受入病床数の確保について、さきほど県病でも若干質疑したんですけれども、やっぱり最悪の事態を想定して早めに対応を準備しておくことが必要ではないかと思います。その点、今後の対応をどう考えているか。

3点目には、皆さん方も本当にお疲れで、連日夜遅くまで大変だと思うんですけれども、別府市が臨時職員として最大500人雇用すると言っています。これは休業を余儀なくされた人や内定を取り消された人などを対象にするようです。例えば、保健所なども大変ではないかと思いますが、いろんな関係部署をサポートする形で臨時雇用を増やせないかという思いがあります。この辺は関係各課と協議していただかないとできないことだと思うんですけれども、考えられないか。

4点目に、いろんな制度の活用と出ましたけれども、今使える制度を幅広く知っていただくことが非常に大事になっていると思うんです。例えば、生活保護なんかも、自分は使えないと

思っている方が多かったり、保険証が切れた方に短期保険証を配付することも厚労省から通達が出ていたりします。あるいは雇用関係のいろんな制度もありますけれども、私はそういう制度を県がテレビのコマーシャルで知らせる、ここに相談してくださいと知らせる。あんまり詳しい中身までできないかもしれないけれども、こういうケースはここに相談してくださいと分かる、こういう制度があるんだと分かることが今大事だと思います。コマーシャルは、どうでしょうか。

藤内健康づくり支援課長 最初の二つについてお答えします。

まず、発熱外来の設置についてですが、実際に地域によって熱が出ている、あるいは風邪症状の方が実際に外来に来られたときに、ちょっと待ってくれと診療を拒む医療機関があるやに聞いています。

その一方で、例えば、あらかじめ電話してもらって駐車場に車で待機してもらって、他の患者と接触しないように工夫して診ていただいている医療機関もあります。その辺りが地域で、あるいは医療機関によって差があるのも事実です。

今、具体的にいくつかの地域で——一番典型的なのは、おとといから日田地域で日田市の医師会が独自に工夫をして発熱外来をスタートさせています。

こんなふうにそれぞれの地域で、発熱外来を作ることで、個々の医療機関が発熱患者を診るリスクの低減をうまく図りながら地域の皆さんを安心して診られるような工夫をしている。つまり、医師会として発熱外来を作ってうまく診られるようにしようという地域と、個々の医療機関で工夫している地域があります。今、個々の医師会や保健所も協議をしながら、どういう形で安心して受診できる体制が実現できるかということを検討しています。行政としても、熱があるということではなかなか診てもらえなくて困るという事態の解消は必要だと考えていますので、そこは保健所と地域の医師会と積極的にそういう具体的な対応策について議論を進めた

いと思っています。

その一つの解決策が発熱外来であると考えています。ただ、発熱外来の運用は気をつけないと、そこに一気にたくさんの方が押し寄せて、そこで感染が広がるといったことが2009年の新型インフルのときに起こっています。運営の仕方は事前の検討が必要だと考えています。

それから二つ目の、入院の病床の確保ですが、現在25の医療機関、本来は八つの医療機関が40床の感染症指定病床をお持ちですが、それ以外の17の医療機関も御協力いただいて、25の医療機関で118床確保できています。

後ほど述べますが、現在27人、県内では新型コロナウイルスの感染症で入院されています。118床、まだ余裕はあるわけですが、さきほど県立病院の先生もおっしゃったように、最悪の事態を想定して、さらなる病床の確保を今続けています。それぞれ25の医療機関から、さらにこれだけ上乗せできるよという数字もいただいていますので、そうしたものを上積みしながら、県内の感染者が爆発的に増えることは防ぎたいと考えています。仮に増えた場合でも対応できるような病床数の確保を進めているところです。

幸福社保健企画課長 3番目、当課が所管している保健所も含めてお答えしたいと思います。

今回の新型コロナ対応で、現場である保健所が、例えば、陽性患者等が入った場合、かなり多忙になります。そういった点で、いくつかの対策を行っているんですけども、一つは保健所間、特に保健師とかの調査等を発生していない保健所が応援をするという総合支援をしています。これが1点です。

あと、やはり全庁的な対応が必要になりますので、特に本部の場合はなかなか人員が割けないので、他の部局から応援するという取組をしています。

三つ目は、外部委託できるものは既に外部委託しようと、例えば、相談業務については外部で受ける業者を探して、そこで、特に電話相談等の業務は、専門的なものについてはなかなかできないんですけども、入口の一般的な対応

はできると思いますので、そういったものを外部委託しているところです。特に夜間とか休日は業務負荷が出るので、そちらの分についても業者を探して、できるものはやっていますし、今後、全保健所でもそういう形を取りたいと考えています。

それと、どうしても委託とか正規職員等で対応できないものは、場合によっては非常勤職員の募集、採用も検討しています。

廣瀬福祉保健部長 いろんな制度の活用について、県民にPRをしたらどうかという話で、コマーシャルなどという例をいただきました。今回コロナの関係でいろんな制度が、商工関係とか医療関係とか様々な、私ども一つのところではなかなか把握できないぐらいに多数の規制緩和とか話になっていて、さきほど委員も言われたように、30万円ができるとか10万円ができるとか、いろんな話が飛び交っていて、非常に情報整理が難しい段階になっています。

今、私ども県庁全体でやっているのが、本部会議を開いて情報交換しながら、それぞれの分野が関係団体に対してしっかりとPRして、そこを通じてしっかりと県民の皆さんとか業界の方々に届くようにしていこうと、そういう動きを一生懸命やっています。

県で一括して、例えば、どこかにまとめてこういうところがありますよと言っても、なかなか分かりづらいところがたくさんあります。ですから、例えば、商工関係では伴走型、経営相談員がPRしながら実際に伴走型で支援をしながら書類と一緒に作ろうとか細かな手続をやっています。PRに力も入れたいんですが、それぞれの分野でしっかりとそれは対応していこうと今の段階ではなっています。

できればホームページなんかでいろいろなところを入れたいんですが、かえって複雑になりますし、必要な情報はなるべく分かりやすく載せようと、今、広報広聴課とも協議しながら、ホームページの作り方も含めて検討は進めています。

猿渡委員 各地域の医師会と保健所で協議するというお話だったんですが、発熱外来の

ことを別府市に言ったら、県がやると言えばやりたいみたいな回答だったと言うんですね。ですから、やはり県がリードしながらぜひその辺は進めていく方向で、各地域で協議いただくように働きかけていただきたいなと思います。

もう一個だけ。周知のところで私が気になっているのは、低所得者でホテル、旅館などで働いていたけど仕事なくなったという人たちは、もろに死活問題で今日明日食べるものが何もないという状況になっている方が多いと思うんですね。

高齢の方とかも多いので、そういう方たちは、ホームページ等で周知してもなかなか伝わりづらいので、そういう方たちに対してどのように知っていただくか。相談に行くことすら、自分も行ってもだめだと思っているとか、国保のところに行ったら保険料を払えと言われるから行けないとかいう思いの方たちに対してどうお知らせしていくかをまた考えて、ぜひ努力いただきたいなと思います。

廣瀬福祉保健部長 さきほど藤内課長からあった発熱外来の話も、過去に失敗した例がたくさんあります。発熱外来をできるところがしっかりとやっていけることが理想ではあるんですけども、今私どもが取り組んでいるのは、帰国者・接触者外来の数を少しでも増やしていこうと。一つは、帰国者・接触者外来に結構患者が集中してきて、お疲れになってきている医療従事者がいらっしゃるので、帰国者・接触者外来の数を増やして少し循環できる形をと。うまくいけば場合によっては、例えば、1日でも休んでもらえるような何かできないかなと今一生懸命そういった取組を進めています。

また、病床確保も一生懸命やっています。

それから、低所得者へのPRも、本当にそのとおりで、基本的に、このコロナ対策が始まる当初から市町村が窓口となって一生懸命頑張っていると思うんですが、そういったところと連携しながら、できるだけ情報が伝わるように取り組んでいきたいと考えています。

木田委員 一つだけ。最近にわかには、ヤングケアラーが新聞でも多く取り上げられるのを見ます。18歳未満の児童が家庭の事情で高齢の方、

障がいの方、認知症の方の介護やお世話をしている。日中は学校に行き、夜は親がいなくて、家事を担ったり介護をしたりという状況が今注目されているようです。大分県の場合はそういった方々の御家庭に何がしかの取組をされているのか。今後、県のどこの課が所管されるのか、お聞かせください。

廣瀬福祉保健部長 さきほど冒頭で、私ども施策の柱として共生社会を実現したいという話もしました。

さきほど言ったように、今いろんな課題を抱えている世帯、例えば障がいを抱えて、しかも、お母さんは病気を持っているとか、さきほどのヤングケアラーも多分そういった世界で、障がいを持ったりとか生活が困窮しているとか、一つの世帯の中のいろんな問題を解決するために、杵築市などでは窓口を一本化して、いろんな他職種が一堂に会して、その世帯に対する課題を解決するためにどんなことができるかを一つの塊としてどんなケアをするかという取組が始まっています。臼杵市でも始まっています。

私どもは、そういった取組を地域共生社会の実現という中で、各市町村を通じた取組の仕組みづくりをやっていきたくと思っています。

木田委員 この間、新聞の投書の、読者の声の欄で全国3万4千人ぐらいと書いていました。大分が1%と推測すれば300人を超える対象者がいるかもしれません。今後何かの機会を使って実態調査といったことも検討いただきたいと思います。どちらの課が担当されるのか、今後検討がされるのか、またいつかの機会に教えていただきたいと思います。

井上委員長 ほかにありませんでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

井上委員長 委員外議員の皆さん質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

井上委員長 ほかに質疑もないようですので、これをもって、令和2年度行政組織及び重点事業等を終わります。

次に、執行部より、報告をしたい旨の申出がありましたので、これを許します。

まず、①の報告をお願いします。

廣瀬福祉保健部長 今年度、福祉保健部において策定・変更を行う主な計画について御説明します。

お手元の委員会資料40ページを御覧ください。

当部では今年度、6本の計画の策定・変更を予定しています。それらの概要について御説明します。

まず、第7次大分県医療計画の中間見直しです。

表頭の左から2番目の計画の根拠等にあるとおり、この計画は、医療法第30条の4に基づく医療提供体制の確保を図るための計画で、本県の医療諸施策の基本方針となるものです。計画期間は、平成30年度から令和5年度ですが、計画期間の中間年である令和2年度に必要な見直しを実施するものです。

左から3番目の計画の概要の欄ですが、この計画の主な記載事項は、医療圏の設定・基準病床数の算定や、5疾病・5事業及び在宅医療に係る医療提供体制等であり、このうち、本年度、中間見直しとして、5疾病・5事業及び在宅医療ごとの課題の把握や指標の見直し等を行うものです。

次に、おおいた高齢者いきいきプランです。計画の根拠等の欄ですが、この計画は、老人福祉法に基づく老人福祉計画と介護保険法に基づく介護保険事業支援計画を一体のものとした計画であり、平成12年度から3年ごとに見直すこととされています。

第8期計画の主なポイントは、2025年、2040年を見据えたサービス基盤、人的基盤の整備のほか、介護予防・健康づくりの充実などについて定めることとしています。

次に、41ページをお開きください。大分県ひとり親と困難な生活環境にある子どもの支援計画（仮称）です。

計画の根拠等の欄ですが、この計画は、母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づくひとり親家庭等の自立を促進する計画及び子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく子どもの貧困対

策を推進する計画として策定するものですが、三つ目のポツのとおり、二つの計画は取組内容等で重複するものが多いことから、今回、効果的に取組を進めるため、一つの計画として見直すこととしています。計画期間は、令和3年度から7年度までの5年間です。

計画の趣旨等は、計画の概要の欄にあるとおり、ひとり親家庭の生活の安定と向上及び貧困が世代を超えて連鎖することなく、全ての子どもたちが夢と希望を持って成長していける社会の実現を目指し、施策の基本的方向等を定めていきたいと考えています。

次に、大分県障がい福祉計画（第6期）及び大分県障がい児福祉計画（第2期）です。

計画の根拠等の欄ですが、これらの計画は、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく、障害福祉サービスや相談支援等の提供体制の確保に係る目標等を定めた具体的な実施計画であり、3年ごとに見直すこととされているものです。計画の見直しにあたっては、計画の概要欄に記載している国の基本指針に基づき、障がい福祉の具体的施策及び成果目標、活動指標を定めるもので、両計画を一体的に策定することとしています。

最後に、42ページを御覧ください。大分県ギャンブル等依存症対策推進計画です。

計画の根拠等の欄ですが、この計画は、平成30年10月に施行されたギャンブル依存症対策基本法において、都道府県の実情に即したギャンブル等依存症対策の推進に関する計画を作成するよう努めなければならないと定められているものです。計画期間は、令和3年から5年までの3年間です。

計画の概要ですが、趣旨に記載しているとおり、ギャンブル等依存症は、様々な社会問題を引き起こす原因であるため、県民に対する正しい知識の周知や各機関が連携して早期に必要な治療や支援を受けられる体制を構築することを目的として策定します。

委員の皆さまには、今後、各定例会の常任委員会にて随時、進捗状況等を御報告しますので、御指導のほどよろしくお願いいたします。

井上委員長 以上で、説明は終わりました。

ただいまの報告について、質疑、御意見などはありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

井上委員長 別に質疑もないようですので、次に、②の報告をお願いします。

藤内健康づくり支援課長 では、43ページを御覧いただきたいと思います。

新型コロナウイルス感染症の現状について簡潔に御報告します。

まず、世界の発生状況ですが、既に200万人を超えています。1日に10万人を超えるペースで患者数が増えています。アメリカでは既に亡くなった方が2万人を超えています。感染者と亡くなった方の割合を見ると、アメリカでは大体4%が亡くなっています。スペインは大体10%、イタリアが12%と、特にスペインやイタリアの数字の高さを見ると、既に医療崩壊により救える命が救えない状況が伺えます。

国内の状況ですが、これも日々確認しており、今日の昼の段階で、岩手県を除く46都道府県で8,214人、死亡者が165人です。現時点で日本における死亡は大体2%という状況です。東京、大阪、神奈川をはじめ、7都府県に緊急事態措置を実施すべき区域、つまり緊急事態宣言が発せられている状況です。

県内の状況ですけれども、3月3日に最初の1例を確認した後、3月19日から3月24日まで、大分医療センターにおけるクラスター、院内感染で24名の患者を確認しています。その後、少し落ち着いていたんですけれども、4月7日、8日と2人と6人という数字が入っていますが、この8人のうち5人はDRUM TAOで発生した、これも集団発生、クラスターです。

なお、昨日報告した2人も、DRUM TAOで集団生活をして、この5人から感染したと思われる方です。

県内では45名の患者、感染者が報告されていますが、うち31名が大分医療センターやDRUM TAOといった二つのクラスターによる患者、感染者となります。

県内においてこの新型コロナウイルスがどのくらい広がっているかを見る指標として、直近の1週間の患者数と、さらにその前の1週間の患者数を比較して、どのくらいのペースで増えているかというものがあります。そこに、4月1日から7日までの新規確定患者数が6、4月8日から昨日までの直近の1週間が10となっています。この6が10に増えたので、増えた人数は4人、倍率でいえば1.7倍になったという状況です。

ただ、さきほど申し上げたこの中にはDRUM TAOでのクラスターが含まれているので、その分を除くと2週間前の5人から直近の1週間では4人という状況ですので、この数字を見ると、県内は少し落ち着いている、あるいは知事の手紙を借りればコントロールできる状況下にあると評価できます。

ただ、何よりも懸念されるのは隣県である福岡県の状況です。

福岡県では、多い日は1日40人を超える患者が確認され、半数が感染経路が分からない状況です。そうした隣県の状況で、これまでお手元の資料の4月6日以降連続した13名の方は全て感染源や感染経路が福岡県と関連しているという状況です。それまでアメリカやフィリピンから帰ってきたり、東京や大阪といった流行地域の関連だったわけですが、4月6日以降、全て福岡絡みという状況で、福岡と大分との関係の濃さを考えると、福岡県でこれだけの患者、感染者が増えている状況の影響がどうしても県内に及ぶのは避けられない状況かと考えています。

特に先週とその前の数字を比較しましたが、この数字はいずれも2週間前の福岡県の状況を反映しているので、逆に、今の福岡県の状況を考えると、県内においても先週や先々週の報告数からさらに患者数が増えるのではないかと危惧しています。

こうした問題認識の下で、次の44ページを御覧いただきたいと思いますが、昨日、第7回大分県新型コロナウイルス感染症対策本部が開催され、このような状況を踏まえ、県の4月1

5日以降の対応について協議し、今お手元にお配りしている44、45ページは対策本部の後、知事が発出したメッセージとなります。

上の3行は今御説明した内容です。特に4月15日以降の対応の中で特筆すべきは、1感染拡大防止の徹底についての(1)感染防止対策として県民に以下のことを要請する。当面5月6日までの間、①海外であつたり7都府県——緊急事態宣言が出ている区域への不要不急の移動を自粛すること。また、これらの地域から県内に戻られた方や県内に入って来られた方については、2週間不要不急の外出を自粛していただくとともに、健康観察を行い、症状が出た場合には速やかに保健所に相談していただく。これは4月8日以降、県民の皆さまにお願いしている内容です。

今回の当面の対応で加わったのは③です。前からお願いしている三つの条件——換気の悪い密閉空間、多くの人の密集、近距離での密接な会話が同時に重なる場所として、特にこれら三つが濃密に重なる繁華街の接客を伴う飲食店等への出入りを避けるとともに、こうした三つの条件が重なる可能性が高い、人混みへの不要不急の外出やイベントなどへの参加についても自粛を要請したところ です。

なお、従来からお願いしていると言うのは、これまでもお願いしている内容です。

大規模イベント等は、こうした自粛の要請は前回から変更ありません。

また、学校の対応については、報道で御案内のとおり、学校再開にあたり、時差通学により通学時間帯の列車内や駅構内での混雑の緩和を図ろうとしたわけですが、なかなかそれだけでは不十分ということで、本日より大型バスにより、高校生の通学する区間についてはバスと電車の2本立てにすることにより混雑の緩和を図っているところ です。

また、学校現場では、登下校時のマスクの着用の徹底であつたり、あるいは体育の授業のときの更衣室、特に女子生徒が同じ時間に更衣室を一斉に利用すると、かなり混雑、3密となりますので、そうしたことに対する配慮であつた

りも加わっています。

裏側の45ページですけれども、ここでも改めて、通学時のマスクの着用や校外での指導をさらに強化するといったことが明記されています。

あと、県立社会教育施設についての対応についても、4月8日の対応と変更はありません。

なお、時間の関係で詳しく紹介できませんけれども、経済対策として国の3月補正であったり、あるいは国の第2弾の緊急対策を踏まえて、県民の皆さまに、先ほども少し議論になりましたが、こうしたものを分かりやすく伝えようということで、(3)の県民への自粛要請により影響を受ける事業者の相談窓口、コールセンターを商工観光労働部で昨日設けたという状況です。

以上、時間の関係で少し端折りましたが、現状の発生状況と昨日開催された対策本部会議の決定事項を御紹介しました。

井上委員長 以上で、説明は終わりました。

ただいまの報告について、質疑、御意見などはありませんか。

阿部(英)委員 報道されているのかどうか分かりませんが、感染者が今46人と出ているんですが、3月3日からずっと大分県内では感染者が続いてきて、それぞれ陽性反応があって指定医療機関に入院してと。その後、回復して退院と。大ざっぱに全国的には何人とか言うんですが、例えば大分県の場合、健康に——健康にということでは、後でまた陽性が出るとかいろいろ言われていますけれども、退院の発表はできるのか。できないのであれば、これは下手に発表したら気が緩んで良くないからしないんだというのなら、それでも構わないんですが、そのところを教えてください。

もう一つは、5月の大型連休という言葉がよく出るんですよ。大型連休後という言葉、6日からとかね、例えば、学校再開も連休後6日からとか、そういう言葉がいろんなところ——特に報道関係を見るとそういう言葉がよく出ているんですが、全然根拠がないと思うんですよ。ただ、心理的な事柄があって、一つの目

安を作らなきゃいけないのでそうなっているのかですね。やはりめどのつかない、姿の見えない敵ですから、どういうふうに関心を持って持てばいいのかを教えられる範囲で。

藤内健康づくり支援課長 まず、すみません、先ほど43ページの3県内の発生状況で、「うち退院18人」というのを紹介しそびれました。申し訳ありません。今18人退院しています。45人中18人という状況です。（「それは決して秘密にしないといけなとかじゃないんだね」と言う者あり。）

ホームページでも、日々退院何人とお知らせしています。

ただ、例えば、今日この人が退院みたいな形で御案内することは、その方の退院後の生活に支障を来すおそれもあるので、翌日に何人退院しているとホームページで定期的に紹介するという、さりげなくと言いますか、大々的に何人退院したという形ではなく県民の皆さまにお知らせしている状況です。

それから、なぜ大型連休までなのかですけれども、先ほどもちらっと申しましたが、この新型コロナウイルス対策の効果が見えるのに2週間かかります。なぜ2週間かかるかというと、例えば、4月7日からあれだけ7都府県においては強い外出の自粛といった取組をしています。ただ、それが徹底するのに、11日に首都圏においては事業者に対する営業の自粛、大阪とか福岡県では昨日からしています。そうすると、実際に取った対策が徹底するまでに、それだけで1週間かかりますよね。その状況でその成果が出るのに2週間というのは、営業を自粛していただくことや、住民の方にそうしたお店に出入りすること、あるいはそもそも外出そのものを自粛していただくことにより、よく言われる人との接触が7割、できれば8割減らすことができた場合に、そのことによって感染する機会、感染するリスクが減ります。ただ、感染するリスクが減って、その感染機会が減ったことでその人が発病するまでに大体4、5日かかります。発病した後、診断がつくまでに、今、大体平均7日かかります。ということは、感染する機会

が減って、その結果、診断される患者数が減るまでに12日から14日、大体2週間かかると言われています。つまり、これがいろんな対策を取って成果が出るまでに2週間ということです。

そういう意味では、例えば、14日に福岡や大阪で営業の自粛をかけました。あるいは、そういったところに行く人もこれで減ることが期待できますが、その結果が出るまでに2週間ということは、単純に足すと4月28日となります。4月28日くらいに、今までどんどん伸びてきたこの1日当たりの患者報告数が少し減少に転じる、その変化が見えるまでに2週間かかるわけです。それが本当に確実に下がってきているかを見るのに、さらに1週間かかると思います。

大型連休明けと言うのは、確かに一つの分かりやすい節目ではあるんですが、今回のこの新型コロナウイルス対策を医学的にと言うか、科学的に検証するために必要な時間として、この連休明け、5月8日ぐらいまでの間に1日当たりの患者数がどう下がってくるか、それも、ちょっと下がるんじゃないかと明らかに下がってきたなと確認できるまでには、少なくともこれくらいの期間がかかると思っています。

すみません、ちょっと長くなりました。

河野委員 さきほど説明の中で、隣県からの感染者の流入、これに対する対策をどのように検討しているのかお伺いしたいと思います。

山形県は流入のときにチェックをするということですが、具体的にどうやるのか。航空便とかフェリー便であれば、発着している最中に検温とかいった体制が取れるかと思っています。うちの県の場合は福岡県と隣接しているわけで、陸路でどんどん入って来られるわけで、そういった隣県からの感染者の対策についてお聞かせください。

藤内健康づくり支援課長 先ほど44ページの感染防止対策、当面5月6日までの間の①、②が正にそういう県境を挟んでの人の行き来に関して、はっきり言えば、例えば、福岡県への不要不急の移動を自粛してくださいという県民へ

のお願いと、もし仕事で福岡県に出張に行った、あるいは用があって福岡に行って帰ってきたら、それから2週間は県内でできるだけ出歩かないでね、健康観察をしっかりと症状が出たら早く保健所に相談してねということで、万が一、福岡に行って感染した場合でも、周りに広げる前に早く診断しようというのが、この①、②の狙いです。

ただ、一昨日報告されたケースのように、仕事で福岡県内に行く、あるいは県境をまたいで通学をしている高校生もいるので、こういう方々に不要不急の自粛の要請はなかなかできません。

そういう意味では、県境をまたいで通勤や通学をされる方には、いつも以上に健康観察をしっかりといただき、症状が出れば早めに保健所に相談していただく、あるいは4番、5番にある、症状があれば学校に行かない、あるいは仕事に行かない、そして、手洗いやせきエチケットを守っていただくことが必要かと思います。

山形県が実施している県境での車を止めて体温を図るのは、根拠がありませんし、実際にやるにあたっていろんな課題があると報じられているので、実質的にはなかなか難しいのではないかと考えています。

河野委員 少なくともそういった形で、常日頃から県境往来している方々も含めてなんですが、例えば、駅で降りた方とかの目につくところに対応方針をしっかりと示しているのかと、これは皆さんほとんど知らないですよ。だから、こういった部分をしっかりと認識していただく取組をぜひ拡大していただきたいと要望します。

井上委員長 ほかにありませんか。じゃ、ちょっと時間もありませんので、最後にします。

藤田委員 実際に医療機関や医療従事者の方々への支援というのは、例えば、さきほどあった118床確保している25病院に対する財政面も含めた支援だとか、帰国者・接触者外来で実際に患者に相対している看護師や医師に対する時間外手当とか、特殊作業手当だとか、そういった面での支援は現状どうなっているんですか。

藤内健康づくり支援課長 それぞれの医療機関

における、例えば、危険手当のような報酬面での支援は、残念ながらまだ把握していません。ただ、県として、実際に新型コロナウイルスの患者を診ている医療機関には、防護服や、ゴーグル、マスクとか、感染を防ぎながら医療従事者が安心して診療できるような資機材については提供しています。本当に、今、日夜、新型コロナウイルスの診療に頑張っている医療機関にはそういう形での支援をしています。

井上委員長 まだまだ御意見もあるかと思いますが、時間の関係もあるので、これで諸般の報告を終わります。

この際、ほかに何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

井上委員長 ほかにないようですので、これをもって福祉保健部関係を終わります。

執行部はお疲れさまでした。

〔福祉保健部退室〕

井上委員長 それでは、内部協議を行います。

まず、新型コロナウイルス感染症対策に係る要望事項についてです。

お手元の資料1、新型コロナウイルス感染症に打ち勝つためにを御覧ください。

これは、4月6日付けで全国都道府県議会議長会から出された声明です。

裏面に記載されていますが、各都道府県議会の課題認識や御意見をお寄せいただきたいとのことで、麻生議長から、各常任委員会が出された国や県に対する意見等を、今後、災害対策連絡協議会で取りまとめていただきたいとの依頼がありました。

当面、初委員会が出された意見等で、国に対する緊急的な要望を集約し、議長から全国議長会に要請したいとのことです。

この件について、御意見などはありますか。

〔「なし」と言う者あり〕

井上委員長 それでは、今、出された意見等を集約し、議長にお伝えしたいと思います。

集約の内容、方法等については、委員長に御一任いただきたいと思いますが、よろしいでし

ようか。

阿部（英）委員 その中で、今日最後に、医療従事者に対しての何らかの手当は、ある程度一律でなされるべきだと思うんですね。今の話を聞いていたら、どうも個々で対応しているように聞こえました。やはり全国一律に医療機関並びに従事者に対しての手当は見るべきじゃないかというぐらいなことは、私どもは申し入れていいんじゃないかと。

藤田委員 今、阿部委員が言われたように、県病が3月に10ポイント、4月に20ポイントと売上げ、収入が減っていて、年間続くとで12億円の減少になると。受け入れている病院は多分大なり小なり影響を受けているわけで、そうすると、働いている人に対する福利厚生も含めた支援ができないんじゃないかなととても心配なんで、ぜひそういう面を。

阿部（英）委員 受け入れているところには外来は行きませんよ、それを知ったら。中は一生懸命やっているんだけどね。

井上委員長 はい、分かりました。それでは、これまでの意見をまとめて上げていきたいと思えます。

次に、県内所管事務調査について協議します。

新型コロナウイルス感染症の蔓延を踏まえ、先日、各常任委員長が集まって、今後の進め方について協議しました。

その結果、①宿泊はしない、執行部との懇親会も実施しない、②各委員会ごとに調査先を絞るなど、縮小を検討、③地元議員への案内は今回は行わないとの方針でまとまりました。

また、県の施設では県病や保健所等、民間では高齢者施設や病院、保育施設等訪問先から対応が難しい旨の申出等もあったことから、行程表案を大幅に変更しています。

詳細について、事務局に説明させます。

〔事務局説明〕

〔協議〕

井上委員長 振興局の都合も確認して、2日間でWEB会議を行うということでよろしいですか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

井上委員長 それではそのようにします。

今後、調整が必要な場合は、私に御一任いただきたいと思います。

また、今後の状況によっては、調査の中止といった調整が必要となる場合も考えられるので、その際は、皆さんにも御相談したいと思います。

次に、県外所管事務調査についてです。例年ですと、初委員会で日程等について協議しているところですが、現在、新型コロナウイルスの影響で他県への視察は難しい状況となっています。

県外調査の実施の有無等については、他県の状況も踏まえ、改めて6月の第2回定例会以降の委員会において協議したいと思いますがいかがでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

井上委員長 それでは、そのようにします。

以上で予定されている案件は終わりました。

この際、ほかに何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

井上委員長 ほかにないようですので、これをもって委員会を終わります。

お疲れさまでした。